HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国の民事裁判における当事者の地位に関する考察 (2) : 処分権への制限を手がかりに
Author(s)	王, 冊
Citation	北大法学論集 = The Hokkaido Law Review, 64(5): 390[41]-307[124]
Issue Date	2014-01-31
DOI	
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/54543
Right	
Type	bulletin (article)
Additional Information	
File Information	HLR64-5_007.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

中国の民事裁判における当事者の地位に関する考察（2）

―― 処分権への制限を手がかりに ――

王　　冊

目　次

はじめに
第１章　中国民事訴訟法における処分原則の概要
第２章　処分原則の形成史と母法　（以上64巻４号）
第３章　訴訟における処分原則の実態
　第１節　あつかう裁判例と評釈方法について
　　１　対象とする裁判例
　　２　対象とする処分原則の内容
　　３　裁判例分析の限界
　　４　裁判例類型化の方法
　第２節　裁判における処分権制限の裁判例
　　１　当事者の請求に対して判決項目を増加させた裁判例
　　（１）人身損害賠償請求に対して法院が賠償項目を増やした裁判例
　　（２）婚約解消による結納金返還請求に対して法院が費目を追加した裁判例
　　（３）所有権による耕作用の牛の返還請求に対して法院が飼育費を追加した裁判例
　　（４）不動産賃貸借による立退き請求に対して法院が原告に立退人にほかの住居を提供するように命じた裁判例
　　（５）不動産賃貸借による立退き請求に対して法院が原告に立退人が過払いした賃料を返還するように命じた裁判例
　　（６）契約履行請求に対して法院が契約無効と命じたうえ無効の効

果について一連の処理まで命じた裁判例
（7）請負契約の履行請求に対して法院が契約の中身の変更を命じた裁判例
（8）損害賠償請求に対して法院が契約履行を命じた裁判例
（9）損害賠償請求に対して法院が契約履行を命じた裁判例
2　当事者の請求よりも金額を増加させた裁判例
（1）被上訴人が付帯上訴していないのに法院が上訴審において被上訴人への賠償金額を増加させた裁判例
（2）債務不履行による損害賠償請求では法院が原告の請求金額よりも高い賠償金を命じた裁判例
3　当事者が請求していない効果を判決に含めた裁判例
（1）無断増築した部分の原状回復請求に対して法院が増築した部分の共同使用を命じた裁判例
（2）看板の不当設置に関する原状回復請求に対して法院が損害賠償を命じた裁判例
（3）所有権による返還訴訟に対して法院が「保証金」の支払いを命じた裁判例
（4）機械売買契約無効による売買代金返還と慰謝料の支払い請求に対して法院が原告の請求をすべて棄却したうえ被告に機械の取扱説明書の配布を命じた裁判例
（5）医療過誤による損害賠償請求に対して法院が原告の請求をすべて棄却したうえ被告に経済補償と精神補償を命じた裁判例
4　小括
第3節　当事者の処分権に対する制限を否定した裁判例
1　法院は原告の請求より被告にもっと高い賠償金額を命じることができると表明しながら原告の処分権を尊重するとし原告の請求金額に従い判決した裁判例
2　物件回復請求による妨害排除請求に対して経済的補償を命じた一審判決について上訴審では原告の請求を逸脱したとして一審判決を改めた裁判例
3　法院が当事者が望まないプロテストについて当事者の処分権を侵害するとして法廷を開かなかった事例
4　小括
第4節　実体法の規定に起因する請求範囲から逸脱した裁判例
1　「職権的財産帰属」裁判例（民法通則134条3項）
2　離婚における生活困難者に対する経済支援の裁判例（婚姻法42条）

3　公平責任の裁判例（民法通則132条）
4　当事者に過失がなくても賠償責任を課す裁判例（民法通則意見157条）
5　小括　（以上本号）
第４章　制度の評価と改革めぐる議論　（以下次号）
むすび

第３章　訴訟における処分原則の実態

第１節　あつかう裁判例と評釈方法について

これまでは処分原則の内容と形成史をみてきた。本章では、裁判例の類型化によって裁判における処分原則の運用実態をみてみる。作業に入るまえに、まず対象となる裁判例など、いくつかの事項について確認をしておく。

１　対象とする裁判例

中国では数多くの判例集が出版されている。それを大まかに以下三つのタイプに分けることができよう。①地方の高級法院が編集し出版する判例集である。たとえば、『上海法院案例精選』[1]、『北京民事審判案例精析』[2]や『湖北法院要案評析』[3]などがそれにあたる。当該地域で行われた裁判の中から、判例集の編集者[4]が代表的な裁判例を選んで紹介している。②紛争類型ごと、または法律ごとの判例集である。『医療糾紛判例

[1]『上海法院案例精選』（上海人民出版社）とは、上海高級民事法院の法官らが編集し、1994年以来毎年に出版されている判例集である。
[2] 北京市高級人民法院民事審判第一庭編『北京民事審判案例精析』(法律出版社、2003年)。
[3] 呉家友主編『湖北法院要案評析』（人民法院出版社、2003年)。
[4] 判例集の編集者を務めるのは、多くの場合は、当該地域の高等法院の裁判官である。

点評』[5]や『離婚審判研究』[6]、または『人身権法典型判例研究』[7]、『物権法典型判例研究』[8]や『担保法典型判例研究』[9]などがそれにあたる。③定期的に出版されている裁判例集である。たとえば最高人民法院、国家法官学院が定期的に編集・出版している『人民法院案例選』[10]、『中国審判案例要覧』[11]が挙げられる。紙媒体のほかに、最近ではネット上でも判例のデータベースが作られている[12]。

さらに、中国の裁判例は、「一般案例」と「指導性案例」と分けられている。後者は「事実上各級司法機関に対して一定の影響を与えている」といわれている[13]。

本稿では、最高人民法院と国家法官学院が定期的に出版している判例、

---

[5] 楊太蘭主編『医療糾紛判例点評』（人民法院出版社、2003年）。

[6] 劉世傑＝劉亜林『離婚審判研究』（重慶大学出版社、1998年）。

[7] 郭華編著『人身権法典型判例研究』（人民法院出版社、2002年）。

[8] 常鵬翱編著『物権法典型判例研究』（人民法院出版社、2002年）。

[9] 劉言浩編著『担保法典型判例研究』（人民法院出版社、2002年）。

[10]『人民法院案例選』（人民法院出版社）とは、最高人民法院＝中国応用法学研究所が編集し出版する判例集である。1992年より毎年４輯を出版している。

[11]『中国審判案例要覧』（1995年までは中国公安大学出版社、1996年以降は中国人民大学出版社、2003年以降は中国人民大学出版社＝人民法院出版社）とは、国家法官学院＝中国人民大学法学院が編集し、1992年より出版している判例集である。

[12] 代表的なのは、北京大学が作成している「北大法意」である（http://www.lawyee.net/）。そのほか、ウエストロー（westlaw）による中国法データベースにも判例が紹介されている（http://westlawchina.com/）。

[13] 徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス（１）」北大法学論集62巻４号（2011年）106頁参照。徐行氏は中国の判例は日本における判例と異なり「先例としての拘束力もなければ、事実上の法源性も否定されている」と指摘したうえ、中国の判例を二種類に分けることができ「ひとつは、研究者や実務家が研究を行うとき、司法機関から収集した典型的で難解な司法実例」と「権威のある司法機関、特に最高司法機関が公布した案例」があると指摘した。徐行氏は研究の便宜上前者を「一般の案例」とよび、後者を「指導性案例」と呼んでいる（同上105－106頁）。なお、中国の判例制度の歴史について、周道鸞「中国案件制度的歴史発展」法律適用2004年５期２－８頁。

かつ「指導性案例」とよばれている『人民法院案例選』[14]と『中国審判案例要覧』[15]より裁判例を抽出し、分析の対象とする。『人民法院案例選』は1992年に創刊され、各地人民法院が提出した裁判例を応用法学研究所の研究者が選別し、案例評釈を付して編集・出版したものである。「我が国では、出版の時期が最も早く、渡る時期は最も長く、出版した本数は最も多い案例」[16]であるとされる。『中国審判案例要覧』とは、1992年に創刊され、案例の収集と編集方法について不明であるが、定期的に全国レベルの編集会議が定期的に開かれている[17]。この二つの判例集の判例を対象とする理由は、①中国各地人民法院の案例が含まれており、判例数が多い。②最高人民法院の関係部門が編集しているため、一定の質が保されている。③教育、研究と審判活動を指導するために編集した判例であるがゆえに、代表的な案例だといえる。

2　対象とする処分原則の内容

処分原則のもっとも重要な内容とは、訴訟の開始は当事者によること、訴訟の範囲は当事者の請求に拘束されること、訴えの取下げは当事者ができること、である。本章では、「訴訟の範囲は当事者の請求に拘束される」にしぼって裁判例の紹介と分析を行う。処分原則のほかの２つ項目について分析対象より排除した理由とは以下のとおりである。訴訟の

[14] 最高人民法院中国応用法学研究所編、人民法院出版社出版。以下『法院案例選〔○○年○○輯〕』と略す。

[15] 1992年より［中国高級法官培訓中心］＝中国人民大学、1997年より国家法官学院＝中国人民大学編、1992年より中国公安大学出版社、1996年より中国人民大学出版社、2003年より中国人民大学出版社＝人民法院出版社、出版。以下『審判案例要覧〔○○年〕』と略す。

[16] 曹建明「認真開展案例研究、充分発揮指導作用」『法院案例選〔2007年１輯〕』１頁。

[17] 黄山「『中国審判案例要覧』第八次編写研討会綜述」法学家2000年１期樊軍「加強案例研究、指導審判実践」法律適用2004年７期〔裏表紙〕。参加者は『中国審判案例要覧』編集委員、全国各地通信編集者、編集部関係人員である。なお1996年より、同英語版も出版・発行されている。「在『中国審判案例要覧』英文本香港首発式上的致詞」法学家1996年５期96－97頁。

開始について、仮に当事者によらない場合であっても、判決文ではそのような記載がなく研究対象が定まらない。取下げについて、仮に審理の途中で当事者による取下げ申請が法院の裁定によって許可されなかった場合であっても、その事実は判決文に記載されないがゆえに研究が不能である[18]。ちなみに、当事者による取下げが許可された場合は、裁定書こそが入手できるが、その内容はきわめて簡潔であり、当事者による取下げ申請についていかなる理由によって許可されたのが判明しないからである[19]。

3　裁判例分析の限界

研究の対象を「訴訟の範囲は当事者の請求に拘束する」にしぼった場合であっても、分析に際して以下の限界がある。中国の判例では、当事者の請求について記載はきわめて簡潔である。たとえば、請求の部分では多くの場合は「原告は被告に対して損害賠償を求める」、「原告は法院に損害を受けた利益を保護するように求める」、または「法院に法律に基づいて判決するように求める」といった記述しかない。日本・西洋的な裁判のような請求形式に、すなわちどのような損害を受け、どの条文にもとづき、どの限度の請求をする、という形になっていないのである。このような記述の仕方は、当事者がはっきりした請求していないのか、あるいは判例の編集者の判断によって請求を詳細に記載しなかったのか

[18] ちなみに、マスコミや研究者の論文では、訴えの取下げの事例を紹介するものもあるが、しかし、それが報道のため、あるいは研究のため加工されたものであるがゆえに、それによって裁判の実際状況を把握することは難しい。

[19] 取下げに関する裁定書の記載内容とは以下である。受訴法院、事件番号、原告と被告の名前、生年月日、住所を記載したうえ、「本法院が原告と被告に関する○○紛争を審理中、原告○○が○○年○○月○○日に本法院に取下げを申請した」、（改行）「本法院は原告○○の申請が法律に符合すると認定し、『中華人民共和国民事訴訟法』第131条１項にしたがい、以下裁定する」、（改行）「原告○○による訴えの取下げを許可する」という内容があり、最後には法官と書記官の名前と裁定の年月日が記載される。北大法意判例データベース（http://www.lawyee.net）よる。なお、裁定書の概念と作用について、于紹元編『中国法律文書写作・格式・実例大全』（法律出版社、1991年）230－232頁参照。

判明しえない。しかし、このような判例の記載方法が一般的であるということは、翻って中国の裁判では、当事者による請求内容の確定は必ずしも必要視されていないことを裏づけているといえよう。

当事者の請求が明確でなければ、法院の審理との相互関係に関する考察は当然できないため、本章では、当事者の請求が不明・曖昧である裁判例は分析の対象より排除せざるをえない。また、当事者の処分権が問題となる裁判にどのくらい弁護士が関与しているのかをみるために、判例にはっきりと弁護士が訴訟代理人として参加した事件では、その旨を書き記す。しかし、中国判例集の記載の粗略さから考慮すれば、判決文では弁護士の参加を明記していない場合でも、それが必ず本人訴訟であったともいえないことに留意を要する。

４　裁判例類型化の方法

日本では、現行民訴法における処分権主義に関する判例研究は管見に及ばないが、旧民訴法の「裁判所ハ当事者ノ申立テサル事項ニ付判決ヲ為コトヲ得ス」に関する判例研究では、問題となる判決について「量の問題」と「質の問題」に分けて考察している[20]。本稿はこれにしたがい、量的問題と質的問題に分けて中国の裁判例の分析を行う。なお、量的問題について、さらに当事者の請求について判決が「項目増」と「金額増」に分けて判例の類型化を試みる。

中国の裁判例の掲載形式を紹介することもかねて、【事例１】では中国の判例集の内容、改行などの書式をそのままにして全文翻訳する。そのほかの判例について、当事者の訴訟請求と判決内容の相違に重点を置き、それと直接関係しない部分について一部省略する。当事者の請求を分かりやすくするために、【当事者の請求】という項目を設けるが、被

[20] 村松俊夫「弁論主義」『総合判例研究叢書・民事訴訟法（１）』（有斐閣、1956年）６－33頁。量的に問題となるのは、「原告が百万円の支払を求めているのに一五〇万円の支払を命ずるとか、元本のみの支払を求めているのに、元本と利息の支払を命ずるようなもの」であり、質的に問題となるのは、「無条件で給付判決を求めている場合に、条件付で請求を認容する場合」である（同上、６頁、10頁）。

告（被控訴人）が反訴、付帯上訴しない限り、原告（控訴人）の請求のみ記載する。なお、判決が引用した条文について、本稿の最後の「主要参考条文」にてまとめて紹介する[21]。

第２節　裁判における処分権制限の裁判例

１　当事者の請求に対して判決項目を増加させた裁判例

（１）　人身損害賠償請求に対して法院が賠償項目を増やした裁判例

【事例１】[22]

（一）はじめに

１、判決書字号

一審判決書：四川省金堂県人民法院（2000）金堂民初字第69号

再審裁定書：四川省金堂県人民法院（2002）金堂民再字第１号

２、事件類型：人身損害賠償紛争案

３、訴訟当事者

原告（再審原告）：張文建、男、1978年３月２日生まれ、漢族、農民、四川省金堂県趙鎮桐梓村五組。

訴訟代理人（一審）：謝俊、四川省金堂県司法局趙鎮法律服務所法律工作者[23]。

被告（原審被告）：潘英漢、男、1980年12月９日生まれ、漢族、農民、四川省金堂県趙鎮桐梓村七組。

訴訟代理人（一審）：鐘耕耘、尹賢文、四川省金堂県司法局淮口法律服務所法律工作者。

---

[21] なお、引用する中国民事訴訟法の条文は1991年民訴法であり、その理由について拙稿北大法学論集64巻４号「はじめに」脚注２を参照されたい。

[22]『審判案例要覧〔2004年〕』524－529頁。

[23] 法律工作者とは、司法部が1991年に公布した「郷鎮法律服務業務活動細則」にもとづき、弁護士資格を有しないが、訴訟代理ができかつ報酬を受けることができる者である。弁護士過疎地域の訴訟対応として打ち出された制度である。インタビュー調査などによって法律工作者の役割を紹介した研究として、劉思達＝呉洪淇「法律辺疆地区的糾紛解決与職業系統」社会学研究2010年１期130－245頁がある。

被告（再審被告）：潘竜潤、男、1952年10月13日生まれ、漢族、農民、四川省金堂県趙鎮桐梓村七組、被告潘英漢の父。
被告（再審被告）：楊順華、女、1954年12月19日生まれ、漢族、農民、四川省金堂県趙鎮桐梓村七組、被告潘英漢の母。
被告（再審被告）：朱万金、男、1964年１月13日生まれ、漢族、農民、四川省金堂県趙鎮嘉陵村五組。
４、審級：一審、再審。
５、裁判機関と裁判組織
一審法院：四川省金堂県人民法院。
合議廷構成人員：裁判長：陳福彪、裁判員：肖桂攀、代理裁判員：俸雲明。
再審法院：四川省金堂県人民法院。
合議廷構成人員：裁判長：刁暁舟、裁判員：王彩虹、楊天友。
６、結審日付
一審結審日付：2000年５月７日
再審結審日付：2002年12月17日
（二）一審当事者の主張と抗弁
１、原告張文建は以下のように主張した。1998年11月10日に、被告潘英漢が張文建など三人を自動車登録していない二輪バイクに乗せ、広金路18キロあたりにおいて、被告朱万金が運転する四輪トラクターと衝突し、よって張文建が負傷した。金堂県公安局交通警察隊の過失認定によれば、被告潘英漢が主要責任を負い、被告朱万金が副次責任を負う。原告は数回にわたって、被告に損害賠償を求めたが応じてもらえず提訴に至った。法院に対して、被告潘英漢と被告朱万金に、医療費27,754.48元、交通費600元、障害者生活補助費12,306元、傷害鑑定費400元、合計41,060.48元の判決を求めた。なお、被告潘英漢は未成年であり、負うべき損害賠償責任について被告潘英漢の両親である潘竜潤と楊順華が負担すべきである。
２、被告潘英漢は以下にように主張した。交通事故を起こしたことは事実である。しかし、原告張文建にバイクに乗せるように言われ、その結果、交通事故を起こしたため、被告潘英漢が主要責任を負うべきでない。被告潘英漢が負うべき損害賠償について、原告張文建と分担すべきであ

る。かつ、被告潘英漢も怪我をしたため、原告が医療費4,920.80元、入院食補助費500元、休業補償7,203.60元、介護費637元、継続医療費5,000元、交通費600元、合計18,861.40元もあわせて賠償すべき。

３、被告潘竜潤に出頭命令を送達したが、理由なく出頭せず。ただし「被告潘英漢はすでに18歳（成人）であり、事故の責任は自分と関係しない」と主張した。

４、被告楊順華は以下のように主張した。被告潘英漢はすでに満18歳[24]であり、道路交通事故の責任負担について、被告楊順華・潘竜潤と関係しない。

５、被告朱万金は以下のように主張した。事故の過失割合区分、責任の認定については、道路交通主管行政部門の認定にしたがい、同時に賠償建議にしたがって賠償責任を決めるべきである。

（三）一審の事実と証拠

四川省金堂県人民法院が公開審理を通して以下の事実が判明した。1998年11月10日20時頃、原告張文建が被告潘英漢、蘇剛忠、呉国鋒を金堂県趙鎮に行こうと誘った。被告潘英漢が運転する自動車登録していない二輪バイクに、原告張文建、蘇剛忠、呉国鋒が乗り、家を出発した。広金路18キロプラス100メートルで、対向車線を走る被告朱万金が運転する四輪トラクター（車番：川 A30562）と衝突し、原告張文建は右脛腓骨開放・粉砕骨折傷を負った。原告張文建は当日に金堂県第一人民医院に搬送され、治療を受けた。後に、金堂県公安局交通警察大隊の許可をうけ、華西医科大学付属第一医院と四川省監獄管理局中心医院に転院し、治療を受けた。入院115日、医療費27,734.39元を支払い、なお継続治療費は8,000元である。華西医科大学法医学技術鑑定センターの鑑定によれば、原告張文建は右脛腓骨骨折、完全に負重できなく七級障害、肢体が６cm 縮短し九級障害に属する。鑑定費は400元であった。被告潘英漢は橈骨粉砕骨折、右脛腓骨骨折を負い、当日に金堂県第一人民医院に搬送され、三日入院治療を受け、医療費2,477.80を支払った。後に、公安機関の同意を得ず広漢市骨科医院に転院し入院治療46日、医療費2,974元を支払い、継続治療費は5,000元である。本件事故について金堂

[24] 民法通則第４条によれば、年齢18歳をもって成人とする。

県公安局交通警察大隊の認定によれば、被告潘英漢は未登録車輌を運転したため主要責任を負い、被告朱万金は道路交通法違反運転であったため副次責任を負う。原告張文建は副次責任を負う。

ほか、四川省公安庁交通管理局道路交通損害賠償基準の規定によれば、負傷者の入院食補助費基準は一人一日10元、介護費は一人一日12.74元、休業補償および障害者補助費は毎年1,465元。原告張文建は交通費600元を使い、被告潘英漢は交通費100元を使った。被告潘英漢は16歳より独立し生計を立てるようになったが、両親と同居、固定収入がない。

上記事実について以下の証拠がある：

１、1998年11月13日金堂県公安局交通警察大隊第99039号道路交通事故責任認定書。

２、1999年12月22日金堂県公安局交通警察大隊第99012号道路交通事故損害賠償調解終結書。

３、原告張文建の金堂県第一人民医院、華西医科大学付属第一医院、四川省監獄管理局中心医院の医療費領収書、病状証明。四川省監獄管理局中心医院による原告張文建の再（継続）医療の証明。

４、原告張文建に関する華西医科大学法医学技術鑑定センターの鑑定書、鑑定費領収書。

５、原告張文建が原告潘英漢にバイクに乗せて趙鎮に行くように要請したことに関する、証人唐世偉、林昌波による書面証言。

６、被告潘英漢の金堂県第一人民医院、広漢市骨科医院入院治療の医療領収書。広漢市骨科医院による再（継続）医療に5,000元を必要とする証明。

７、四川省公安庁交通管理局交通事故損害賠償基準。

８、金堂県公安局が交付した被告潘英漢の身分証明証。被告潘英漢の生年月日は1980年12月９日であることが証明される。

９、四川省成都市公安局車輌管理所1997年11月27日に審査・交付した自動車免許証により、被告潘英漢の免許資格は「C」であり、有効期限は2003年11月27日。

10、当事者の陳述等。

（四）一審判決理由

四川省金堂県人民法院は以下のように認定する。被告潘英漢は未登録

車輌を運転したことは、「中華人民共和国道路交通管理条例」に違反し、道路交通事故を発生させたため、主要な責任を負うべきである。被告朱万金による道路交通法違反の運転が事故を発生させた原因の一つであるため、副次的責任を負うべきである。原告張文建が被告潘英漢に未登録車輌を運転させたのは道路交通法規に違反するため、副次的責任を負うべきである。被告潘英漢が入院した後に、公安機関の許可を得ずに転院し治療を受けた。「道路交通事故処理辦法」の規定に基づき、転院治療の費用は自己負担となり、主張した広漢市骨科医院治療、介護、休業補償などの費用の支払いは認められない。被告潘英漢は事故発生時に、まだ18歳未満であり、かつ安定した経済収入と貯蓄もなく、自ら弁償能力があることが証明されていないので、民事責任を単独で引き受けることができない。被告潘竜潤、楊順華は道路交通事故の発生とは無関係であるが、その子供である被告潘英漢は訴訟時には18歳になったとはいえ、交通事故を発生させた時点では18歳未満であり、民事責任を引き受ける能力はない。最高人民法院の「『中華人民共和国民法通則』の徹底執行に関する若干問題の意見〔試行〕」の規定に基づき、被告潘竜潤、楊順華は後見人の身分にて民事責任を負う。原告張文建の医療費27,734.39元、入院115日の食事補助費は毎日10元計1,150元、介護費毎日12.74元計1,465.10元、障害者生活補償費は20年で計算して毎年1,465元に傷害等級42％を計算して計12,306元、休業569日逸失収入を毎日12.75元計7,249.06元、交通費600元、再（継続）医療費8,000元、傷害鑑定費400元、合計58,904.55元。被告潘英漢は、医療費2,477.80元、入院３日の食事補助費は毎日10元計30元、介護費毎日12.74元計3,823元、休業３日逸失収入を毎日12.75元計38.22元、交通費100元、合計6,469.02元。上記損失は合計65,373.57元、被告潘英漢、被告朱万金、原告張文建の負うべき責任によって、各60％、30％、10％を分担させる。

（五）一審審理結論

四川省金堂県人民法院は民事訴訟法第120条130条、民法通則第57、第119条、131条、道路交通事故処理辦法第19条３項、第35条、第36条、第37条、第39条、「『中華人民共和国民法通則』の徹底執行に関する若干問題の意見〔試行〕」第161条１項に従い、以下判決する。

１、被告潘英漢が原告張文建に医療費、傷害補償費などを経済損として

39,224.14元（65,373.57元×60％）を賠償せよ。上記賠償金について、被告潘竜潤、楊順華が判決の効力が発生してから15日以内に弁済せよ。
２、被告朱万金が張文建に医療費、傷害補償費等19,612.07元（65,373.57元×30％）を賠償せよ。
３、原告張文建が医療費、休業補償費6,537.36元（65,373.57元×10％）を負担せよ。

判決した後、双方当事者はいずれも上訴していない。被告潘英漢は判決の効力が発生した後に四川省金堂県人民検察院に申訴を提起した。2002年10月10日に四川省成都市人民検察院が成都市中級人民法院にプロテストを提起した。2002年10月15日に、成都市中級人民法院が裁定を下し、四川省金堂県人民法院に新たな合議廷を構成して再審を行うように指示した。

（六）再審状況

１、再審当事者の主張と抗弁

（１）原審被告潘英漢は以下のように主張した。金堂県人民法院は法廷を三回開き、最後に開いたのは2000年２月23日であった。結審した後に、原審原告張文建は2000年４月18日に新たに休業補償の請求を申請し、休業補償を210日から569日に変更すると同時に四川省監獄管理局中心医院が2000年４月17日に発行した病状診断証明書を法院に提出した。原審法院は審理を経ずにそれを事実として認定したことが、法定手続に違反しているため、法に基づいて再審を行うべきである。

（２）四川省成都市人民検察院は以下のように主張した。被申訴人張文建は2000年４月18日に原審法院に休業補償の期間を210日から569日に変更するように請求し、同時に新たな証拠を提出した時にすでに結審していた。民事訴訟法の関係規定によれば、当事者が新たに訴訟請求を提出ないし訴訟請求を変更した場合、民事訴訟の各当事者が同様な訴訟権利を保護されるために、いずれも新たに法廷を開き審理を再開すべきである。当事者が提供した新たな証拠について、双方当事者の充分な弁論、証拠調べを経らなければならず、法廷において弁論、証拠調べを行われていない証拠は裁判の根拠にしてはならない。故に、原審法院は被申訴人が訴訟請求を変更した後に法廷を再開せずに判決を下したことは、法律によって付与されたもう一方の当事者の弁論権と反駁権を剥奪したこ

とになり、民事訴訟法の基本原則に相違する。民事訴訟法第８条第12条第66条の規定に抵触し、手続違反に属する。本件の正確な判決を行うには影響を与えた可能性があるため、民事訴訟法第185条１項３の規定に基づき、プロテストを提起し、法律に基づいて再審を行うことを要請する。

２、再審の事実と証拠

2002年11月12日に、再審を行う金堂県人民法院が原審原告張文建、原審被告潘英漢、潘竜潤、楊順華、朱万金にそれぞれプロテスト副本と召喚状を送付し、成都市人民検察院が指定した金堂県人民検察院に開廷通知書を送付した。2002年12月13日に再審が開廷した時、金堂県検察院の検事二名のみ出廷し、原審原告張文建、原審被告潘英漢、潘竜潤、楊順華、朱万金は出頭しなかった。

ほか、原審判決が効力発生した後、原審原告張文建が金堂県人民法院に執行を申請し､2000年11月17日に執行過程において原審被告潘英漢（被執行人）と原審原告と執行和解協議を達成した。すなわち、潘英漢が張文建に損害賠償金として27,000元を支払い、張文建は10,000元を譲歩した。なお､双方当事者は和解協議をすでに履行した。2002年11月６日に、申訴人潘英漢は金堂県人民法院が送達した成都市人民検察院のプロテスト副本を受け取った後、すでに張文建と和解し和解協議を履行した旨を陳述し、金堂県人民検察院に申訴の取下げを申請した。2002年11月12日に、原審被告潘竜潤は同様な理由にて、金堂県人民検察院に申訴の取下げを申請した。2002年11月12日に金堂県人民法院は「(2002) 金堂民再字第１号建議プロテスト撤回書簡」を以て、成都市人民検察院にプロテストの撤回を建議した。

上記事実について以下の証拠がある：

（１）金堂県人民法院の召喚状、通知書。

（２）2002年12月13日金堂県人民法院の開廷記録。

（３）潘英漢、潘竜潤が金堂県人民検察院と金堂県人民法院に提出した申訴撤回申請書。

（４）金堂県人民法院による「(2002) 金堂民再字第１号建議プロテスト撤回書簡」。

（５）潘英漢と張文建が達成した執行和解協議と履行状況

３、再審審理結論

四川省金堂県人民法院は「中華人民共和国民事訴訟法」第184条１項、最高人民法院「全国審判監督工作座談会における目前審判監督工作の若干問題に関する紀要」第20条の規定に従い、以下裁定する。

（１）本件再審手続を終結させる。

（２）原審判決の執行を恢復。

（七）解説

本件はプロテストによって審判監督手続が発動される再審事案である。再審手続が始動した後、双方当事者がいずれも出廷しない状況は裁判実務では尋常ではないが、しかし民事権利義務の特殊性に従えば回避できる状況でもない[25]。

１、原審に存在する問題に関して。原審の手続と実体面においては以下の問題が存在する。一つは、検察機関によるプロテストの理由に示されているように、原因は、法廷において証拠調べ、認定しない事実をそのまま採用し、かつその事実は案件の実体処理にかかわるものであるため、「中華人民共和国民事訴訟法」第８条、第12条、第66条の規定に違反する。二は、事件の実体処理上、人身損害賠償の範囲を張文建と被告潘英漢の医療費、休業補償、介護費などと認定したが、しかし判決では被告潘英漢が実際使っていた自己医療費2,864.24元は、負担すべき3,953.27元より差し引いていない。よって、被告潘英漢は実際2,864.24元多く負担するようになった。そのほか、「四川省『道路交通事故処理辦法』実施における若干の問題の暫定規定」という地方行政規定を直接判決の依拠にしたこと、判決主文の用語が不適切などの問題も存在する。原審について、確実に再審を必要とする問題が存在していた。

２、検察機関のプロテストおよびその受理と審理。成都市人民検察院が「原審が法定手続に違反し、案件判決の正確さに影響を及ぼす可能性がある」を理由に、成都市中級人民法院にプロテストを提起したのは「中華人民共和国民事訴訟法」第184条の規定に符合し、成都市中級人民法院が「中華人民共和国民事訴訟法」第186条、第184条、第183条の規定

[25] 中国の裁判例の中、とくに解説の部分において意味不明な表現など多く存在するが、ここではその本意を推測せずに、そのまま訳す。

に依拠し、原審金堂県人民法院に新たに合議廷を構成し再審を行うように指定し、さらに再審期間中に原審判決の執行を中止する裁定は適切である。金堂県人民法院が第一審普通手続の法律規定にしたがい審理を行うのも適切である。しかし、原審被告潘英漢が検察機関に申訴を提起した後に、法院が効力を発した原審判決に基づく執行過程において、原審原告張文建と執行和解協議に達し、かつすでに履行したため、申訴によって解決を求める問題はすでに存在しない。かつ被告潘英漢と被告潘竜潤が法院によって送達されたプロテスト意見書、法院が再審手続に入った裁定書を受け取った後に、書面にて明確に検察機関に状況を説明し、再び訴訟を行うことを望まず申訴の撤回を申請した。この場合、法院は最高法院「全国審判監督工作座談会における目前審判監督工作の若干問題に関する紀要」第14条１項「…執行和解した案件…人民検察がプロテストを提起した場合は、人民法院は受理しない」、第２項「受理しない案件について、人民法院はまず人民検察院と協議すべき、人民検察院にプロテストの撤回を要請し案件を取下げる。人民検察院がプロテストを維持する場合は、受理しないように裁定する」の規定を参照すべきである。法院がプロテストを受けてから、原審記録を再審査した時にはじめて当事者が既に和解をしたのを知った。これは検察機関がプロテストを提起した際、または法院がプロテストを受理した際に、いずれも審査が不十分であったことが反映されている。金堂県人民法院が「全国審判監督工作座談会における目前審判監督工作の若干問題に関する紀要」第20条「…法に基づき召喚したが、プロテスト機関に申訴を提起した一方当事者が正当な理由がなく出頭しない、あるいは申請の撤回を表明した場合、検察機関にプロテストの撤回を建議すべき」規定に従い、申訴を受理した金堂県人民検察院とプロテストを提起した成都市人民検察院にそれぞれ書面にてプロテストの撤回を建議した。本来ならば検察機関はプロテストを撤回するはずだが、実際には撤回していないため、再審法院である金堂県人民法院が再審手続に関する規定によって審理をおこなわなければならない。金堂県人民法院が各当事者に召喚状を送り、検察機関に出廷通知書を送って法律に基づき開廷審理を行ったのは適切である。しかし、本件の再審は実質的にすでに意義がなくなり、かつすでに終息した紛争が再び対立を起こすことになりかねない。各当事者が出廷せず、最

終的には再審審理には、［抗訴］機関が派遣した検察員しか出廷しない状況になった。金堂県人民法院は「全国審判監督工作座談会における目前審判監督工作の若干問題に関する紀要」第20条「法律に基づいて召喚したが、当事者がいずれも出廷しない場合は、再審手続を終結すると裁定すべき」規定を参照し、裁定によって本件再審手続を終結させ、原審判決の執行を恢復させた。ようやく実質的な意義がなかった再審手続きが終結した。

３、最高人民法院による「全国審判監督工作座談会における目前審判監督工作の若干問題に関する紀要」が司法実践における適用。「中華人民共和国民事訴訟法」が民事案件の［抗訴］について、原則的な規定しかなく、司法実践では操作が難しい。2001年11月１日に最高人民法院は、各法院が民事、行政［抗訴］案件の審理手続を規範させるために、「全国審判監督工作座談会における目前審判監督工作の若干問題に関する紀要」を交付し、「各地法院に参照し執行することを望む」とした。紀要では、民事、行政の［抗訴］案件について、受理範囲、審理範囲、審理手続、裁判方式などの方面について相対的に具体的に規定した。民事、行政の［抗訴］案件の審理を規範し、助けとなる。目下、民事訴訟法には［抗訴］制度は依然として存在するが、まだ法律、司法解釈がない状況ではこの紀要を執行すべきである。（解説執筆者＝張順強[26]）

【コメント】

本件とは、張文建（X）は潘英漢（Y1）が運転する未登録バイクに乗り走行中に、朱万金（Y2）が運転する自動車と衝突して負傷し、X がY らに医療費などの損害賠償を求めた訴訟である。本件原告の請求項目・金額と法院が認定した項目・金額は、〔表１〕で示すように、ずれがある。すなわち、法院は原告が請求していない「将来医療費」「入院

[26] 判例本文では、執筆者の所属と身分を記していないが、2002年と2007年に張順強氏が発表した論文（「鑑定結論運用状況的調査与思考」中国司法鑑定2002年４期17－20頁、「構建和諧社会視野下修復性司法之借鑑―由一篇報道引発的思考」法律適用2007年10期53－57頁）に記された所属は金堂県人民法院であったため、本件案例評釈執筆時の所属は金堂県人民法院と推測される。

食事補助」「介護費」「休業補償」を付け加え、判決した。本件からは判決の範囲が必ずしも当事者の請求に拘束されず、法院は裁量によりそれを超えて判決する実態を看取することができる。

法院が当事者の請求に拘束されずに、以上のように判決した狙いは、おそらく別訴防止のためであろう。そのほか、審理の経過を示す〔表２〕から分かるように、当事者がいったん検察院にプロテストを申請したが、後に当事者間に和解ができかつ和解案を履行した。二年経ってからようやく検察院がプロテストを発動したが、検察は法院による「撤回建議」と当事者による取下げ申立てを無視して法廷を開かせ、当事者が望まない訴訟を開始させた。検察院も当事者の処分権に介入できることを示す格好の例でもある。

〔表１〕当事者の請求と判決

	X の請求金額	法院認定した損失	判決金額
医療費	27,754.48元	27,734.39元	Y1が39,224.1元を賠償 Y2が19,612.07元を賠償
交通費	600元	600元	
［残疾者生活補助費（障害者生活補償費）］	12,306元	12,306元（1,465元×20年×42％）	
鑑定料	400元	400元	
将来医療費		8,000元	
入院食事補助		1,150元（10×115日）	
介護費		1,465.10元（12.74×115日）	
［誤工費（休業補償）］		7,249.06元（12.74×569日）	
合計	41,060.48元	58,904.55元	58,836.21元

〔表２〕審理経過

審理経過（年月日）	内　　容
1998年11月10日	交通事故発生。原告張文建、被告潘英漢が負傷。
	金堂県第一人民病院に搬送、入院治療。 後に、原告張文建が公安機関の同意を得て、華西医科大学付属第一病院、四川省監獄管理局中心病院に転院。入院115日。 被告潘英漢は金堂県第一人民医院に入院３日の後、公安機関の同意を得ずに広漢市骨科医院に転院、入院46日。

1999年12月22日	金堂県公安局交通警察大隊が当事者らに、第99012号道路交通事故損害賠償調解終結書を交付。
（おそらく）2000年	原告側が損害賠償を求めて提訴。被告潘英漢反訴。
2000年２月23日	結審。
2000年４月18日	原告張文建が休業補償請求を210日から569日に変更、病院が発行した病状診断証明書を提出。
2000年５月７日	金堂県人民法院一審判決。
不明	被告潘英漢は申訴[27]を提起。
2000年11月17日	原告と被告の間に執行和解協議ができ、かつ履行。
2002年10月10日	四川省成都市人民検察院が四川省成都市中級人民法院に［抗訴（プロテスト）］を提起。
2002年10月15日	四川省成都市中級人民法院が金堂県人民法院に、合議廷を再組織し再審をおこなうように指示。
2002年11月６日	被告潘英漢［抗訴書］を受け取る。金堂県人民検察院に和解ができた旨を伝え、申訴の撤回を申請。
2002年11月12日	被告潘竜潤は上記と同じ理由にて、申訴の撤回を申請。
2002年11月12日	金堂県人民法院が「(2002)金堂民再第１号建議撤回抗訴函」を以て、成都市人民検察院に［抗訴］の撤回を建議。
2002年12月13日	（成都市人民検察院、金堂県人民検察院が［抗訴］を撤回せず）金堂県人民法院にて、再審開始。
2002年12月17日	再審終結。

（２）婚約解消による結納金返還請求に対して法院が費目を追加した裁判例

【事例２】[28]

原告・被控訴人Ｘ：宋光立

被告・控訴人Ｙ：郭曇香

（一審）受訴法院と判決年月日：獲嘉県人民法院1998年12月４日判決。

【事実の概要】

1997年に、ＸとＹは他人の紹介で知り合った。1998年に婚約した際、ＹはＸに結納金として3,000元を求めたところ、Ｘがそれに応じた。しかし、その後、ＸとＹが互いの性格が合わないことを理由に婚約を解

[27] 申訴について、木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門〔第６版〕』（有斐閣、2012年）301頁参照されたい。

[28]『法院案例選〔2001年１輯〕』48－52頁。

消した。ＸがＹに結納金の返還を求めたが、Ｙは結納金として1,000元を受け取ったのは事実であるが、残りの2,000元は結納金ではなく、Ｘの両親から贈与されたものとして、返還に応じなかった。

【当事者の請求】

Ｘは Ｙに結納金3,000元の返還を請求する。

【判旨】

婚姻法第３条に従い、判決の効力が発してから５日以内に、Ｙは Ｘに結納金3,000元返還せよ。

【判決理由】

ＸがＹに結納金として3,000元を渡したことは、事実は明白であり、証拠が充分であるため認定すべきである。Ｙは婚約解消したので、本来ならば自ら結納金を返還すべきである。Ｙの抗弁、すなわち2,000元はＸの両親による贈与であるとは、証拠不足のため認定しない。

（二審）受訴法院と判決年月日：新郷市中級人民法院1999年３月17日判決。

【上訴理由】

（2,000元はＸの両親による贈与であるため）Ｙは原審判決の取消し、Ｘの請求の棄却を求めた。Ｘは原審判決の維持を求めた。

【判旨】

民事訴訟法153条１項（一）（三）に従い、（１）獲嘉県人民法院一審民事判決を維持する。（２）判決の効力が発してから５日以内、Ｘは Ｙに（礼金であった）100元を返還せよ。

【判決理由】

法院の調べにより以下の事実がわかった。ＹとＸが婚約する際、ＸがＹに1,000元をハンカチで包んで渡し、Ｙは Ｘに礼金として100元をハンカチで包んで渡した。Ｙが帰る際に、Ｘの両親が黒い鞄を Ｙに渡し、その中に2,000元が入っていた。法院は婚約のときに、双方が相手に渡した金品は贈与に当たらないと考え、よって相互渡したものは互いに返還すべきである。原審判決は Ｙが Ｘに渡した100元について調べず、認定しなかったのは妥当でない。

【コメント】

二審では、当事者が争う3,000元の帰属について審理を限定すべきで

あるが、当事者らの請求にない100元について法院が自ら取上げ、新たに項目を立て判決した。本来ならば、Y が100元について請求するか否かは Y の判断に委ねるべき事項であり、この判決は当事者の請求範囲を超えた判決であることが明確であろう。

法院が当事者の請求を超えた判決を下した狙いは、紛争の一括処理、別訴防止にあると推測される。

なお、判例集の編集者による評釈では、婚約解消した際の婚約時の金品交換の扱いについて論じているが、100元を判決に含めたことについて言及していない。つまり、判決が当事者の請求を超えることについて、問題視していない。

〔表３〕当事者らの請求と判決

	X の請求	Y の抗弁	一審判決	二審判決
結納金	3,000元返還		3,000元返還	3,000元返還
結納金		2,000元返還義務無し		
礼金				X から Y に礼金100元返還

（３）所有権による耕作用の牛の返還請求に対して法院が飼育費を追加した裁判例

【事例３】[29]

原告 X：陳安明

被告 Y1：陳安花

被告 Y2：李佃香

受訴法院と判決年月日：山東省章丘市人民法院、2002年４月29日。

【事実の概要】

2001年１月22日に、村民委員会[30]は Y1より4,000元を借り入れ、利息を

[29]『審判案例要覧〔2003年〕』183－185頁。受訴法院と判決年月日：山東省章丘市人民法院、2002年４月29日。

[30] 村民委員会とは、「村民委員会組織法」にもとづいて設置された大衆組織である。その性格、組織、活動について、高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998年）33頁参照されたい。

年2.5分と約定し、期限は10ヶ月と約定した。そのときに、Xは村民委員会の代表であり、借り入れ手続を担当した。返済期日に、村民委員会が経済的困難であったため、返済ができなかった。2001年11日20日午前８時頃に、YらはXの家に押しかけ返済を求めたが、応じてもらえなかったため、Y1はXが所有する牛二頭を連れ帰った。

【当事者の請求】

Xは､牛二頭の返還を求める。Yらは､貸金の返済を求めて反訴した。

【判旨】

民法通則117条、134条に従い、（１）Y1は判決の効力が発して２日以内に､Xに牛二頭を返還せよ､（２）Xが判決の効力が発して２日以内に、Y1に牛の飼育費として400元を支払え、（３）訴訟費用170元について、Xが50元、Yが120元それぞれ負担せよ。

【判決理由】

Xは1996年12月から2001年１月まで村の党支部書記であり、在任中に職務遂行のためにY1より金を借り入れた。村が経済問題を抱えていたため、返済期日になっても返済ができなかった。Y1が提起した反訴である、XとY1との貸金返還問題は、本件訴訟とは法律構成が異なるため、本件訴訟ではそれについて審理しない。Y1は貸金を返してもらえないことを理由に、牛を連れて帰ったことは法的根拠がない。したがって､Y1はXに牛を返還すべきである。Y1が牛を連れて帰ったのち、５ヶ月にわたって飼育したことについて、適切な補償を与えるべきである。

【コメント】

本件判決は、〔表４〕で示されているように、牛の飼育費を判示した部分は当事者の請求よりはみ出ている。

飼育費を判示した法的根拠について、判決文では触れていないが、判例集の編集者による評釈には以下のような記述がある。「Y1が牛を連れかえったのちに、過激な手段をとっておらず、５ヶ月にわたって牛を飼育した。牛を連れかえった目的とは、Xに貸金の返還を催促するためである。民法通則93条の規定によれば､法律上の或いは約定の義務がなく、他人の利益が損失を受けるのを避ける為に管理或いは奉仕を行ったときは、受益者にそれにより支出した必要な費用の支払いを要求する権利を有する。したがって法院はXがY1に飼育に必要な費用を支払うように

判決したのは、情に適い理に適う」[31]。つまり、法院は当事者が主張していない牛の飼育費について、事務管理を根拠に判決したようである。

このように、法院は当事者が主張しない事項を自ら取り上げ、かつ自ら法的根拠を探して判決している。

法院がこのように判決した意図とは、判例編集者が指摘したように判決が「情に適い理に適う」にするためである。そのほかにこの判決の狙いは、Y1による飼育費を請求する別訴提起を防ぐためでもあろう。

〔表４〕当事者の請求と判決

	Ｘの請求	判　決
牛の返還	Ｙらより牛二頭の返還	Y2より牛二頭の返還せよ
飼育費		ＸがＹらに飼育費400元を支払え

（４）不動産賃貸借による立退き請求に対して法院が原告に立退人にほかの住居を提供するように命じた裁判例

【事件４】[32]

原告・被控訴人 X1：景徳鎮珠山服務公司

訴訟代理人：貢聖発、景徳鎮市昌江区弁護士事務所・弁護士

原告 X2：景徳鎮房地産管理局企業用房管理所

訴訟代理人：李長福、景徳鎮渉外弁護士事務所・弁護士

被告・控訴人 Y1：黄四妹

被告・控訴人 Y2：王栄貴

被告・控訴人 Y3：王金栄

被告・控訴人 Y4：王小庭

被告・控訴人 Y5：王栄斌

（一審）受訴法院と判決年月日：江西省景徳鎮市珠山区人民法院、1991年11月28日。

【事実の概要】

1980年頃より Y1は夫（訴外Ａ：王清印、1990年死去）の会社である

[31]『審判案例要覧〔2003年〕』185頁。

[32]『審判案例要覧〔1993年〕』501－504頁。

X1より本件住宅を賃借し居住した。本件住宅は二階建てであり、Ｙらは二階の部分（約30平米）に居住し、一階の店舗の一部（一階面積の三分の二）を利用して店を開いた。1990年にＸらはＹらに店舗部分については賃貸しておらず、その使用は不法占拠であることを理由に、Ｙらに店舗より立ち退きを求めたが、Ｙらはそれに応じなかった。

【当事者の請求】

Ｘらは賃貸契約解除により、本件住宅よりＹらの立ち退きを求める。Ｙらは本件不動産がＸらではなく、1957年に（訴外）石獅埠房管所より賃借したとして、Ｘらが賃貸契約を解除する権利がないことを理由に、本件住宅を賃貸する権利を有することの確認を求めた。

【判旨】

（１）判決の効力が発して三ヶ月以内に、Ｙらは本件不動産より立退け。（２）X1は判決の効力が発して三ヶ月以内に、Ｙらに面積は40平米以上の住居を［安排（手配・提供）］せよ[33]。

【判決理由】

Ｙらが居住する本件住宅はX2が管理する国有財産である。X1はX2より賃借したのちに、X1の職員であるＡに賃借した。Ｙらが本件不動産は石獅埠房管所より賃借した（よってＸらが賃貸を解除できない）とする主張は証拠がないため、認定しない。

（二審）：受訴法院と判決年月日：江西省景徳鎮市中級人民法院、1992年５月５日。

【上訴理由】

Ｙらは1957年に石獅埠房管所より本件住宅を賃貸し居住、1980年前後に、X1がＡを雇用するにあたり、X1を経由して賃貸すること（X1が肩代わりに家賃を支払う）になったと主張し、Ｘらは賃貸契約を解除する権利がないことを理由に、（１）原審判決の取消、（２）石獅埠房管所との賃貸関係を回復させ、本件不動産の継続賃貸を請求した。X1は、本件不動産はX1とY1ではなく、Y1の夫であるＡの間の賃貸契約であり、立ち退きを求める権利を有することにより、原審判決の維持を求めた。

[33] 判決では、引用条文に関する記載がなく判決の法的根拠は不明である。

【判旨】

民法通則６条、117条、民事訴訟法153条第１項（一）に従い、（１）原審判決取消。（２）本件不動産は、引き続き X1は X2より賃借する。（３）本件不動産については、Ｙらは引き続き二階部分に居住する。X1が、Ｙらが一階部分を通行するために、幅１メートルの通路（階段）を設置せよ。（４）Ｙらの居住部分について、使用面積を計算したうえ、景徳鎮不動産管理部門の家賃基準にしたがい、1992年よりＹらが X1に家賃を支払え。

【判決理由】

法院の調査により、以下の事実が判明した。本件不動産は1957年に石獅埠房管所が管理していたが、1980年 X2が設立されて以降、X2の管理下に置かれた。1980年に X1が本件住宅を賃借し、X2に家賃として月146.16元を支払っていた。ＡとＹらは1957年より本件住宅に居住し、1980年よりＡが X1の職員となったに際し、ＡとＹらは X1より本件住宅を賃借することとなった（X1が X2より住宅を借り上げ、二階の部分についてのみＡとＹらに与え使用させた）。

Ｙらが主張する「石獅埠房管所より賃借した」ことについて証拠を提出できなかったため、認定しない。Ｙらが一階部分を占拠したことは法的根拠がなく認められない。しかし、実際の状況を考えれば、原審判決は執行困難であるため、企業の正常な営業を保護し、かつ控訴人らに住む場所を提供するために、使用現状を維持させるのがよいであろう[34]。

【コメント】

当事者の請求より判決の対象は、以下のようにはみ出ている。一審判決では、法院は当事者の主張にない、Ｙらに「40平米以上の住居を手配・提供」という項目を判決に含めた。二審では、新たに当事者が主張していない一階部分に通路を設けること、さらに家賃の支払い方法まで詳細に決めた。そして、二審では、X2が当事者でなくなったにもかかわらず、判決文に「引き続き X1は X2より賃借」とする内容を盛り込んでいる。

[34] 本件不動産一階の使用について、判決では明白に判示していないが、判決の３項より、Ｙらが引き続き二階を使用、Ｘらが一階部分を回収すると推測される。

本件訴訟に対する編集者の評釈にあった以下の内容が興味深い。「一審判決は［合法合理（合法的であり、理に適う）］である。しかし、二審法院は目下の社会実際状況から出発し、一審の処理結果が執行困難であるため、双方当事者が不便を感じると考え、企業と公民個人の権利・利益を考慮したうえで判決を改めたのは、執行に有利であるだけでなく、双方当事者の実際の利益の保護となるため、妥当である」[35]。評者の主張を言い換えれば、原審判決が法律的に正しくても、執行の問題、目下社会状況、当事者の実際の利益を考えれば、判決を改めるべきである。判決に際してこれらをも考慮した狙いとは、紛争の有効的かつ包括的な処理であるといって差し支えない。しかし、有効的かつ包括的な処理が法院の任務とするならば、当事者の潜在的な利益のみならず、当事者を取り巻く社会状況までも考慮した上で判決しなければならない。その場合は、当事者の請求に審理が拘束されるべきであるとする処分原則は後退を余儀なくされることになる。

（5）不動産賃貸借による立退き請求に対して法院が原告に立退人が過払いした賃料を返還するように命じた裁判例

【事例5】[36]

原告・被控訴人X：雲南省流行病防治研究所

訴訟代理人（一審、二審）：周文曙、大理市経済弁護士事務所・弁護士

被告・控訴人Y：壟正坤

訴訟代理人（二審）：楊崑林、羅会雲、大理市第二弁護士事務所・弁護士

（一審）受訴法院と判決年月日：雲南省大理市人民法院、1993年8月16日。

【事実の概要】

Yの父A（訴外）はXの副所長であり、1987年にAはXより3LDKの住宅を賃貸した。1991年にAが死去したのちも、Yが本件住宅に住

[35]『審判案例要覧〔0993年〕』504頁。

[36]『審判案例要覧〔1994年〕』658－662頁。

居し現在に至る。1991年１月20日に、Ｘが書面にてＹに1991年２月28日までに本件住宅より立ち退き、それに応じない場合は、（通常より高く）毎月平米1.2元計90元の家賃を徴収する旨を通知した。Ｙは立ち退きに応じず、1991年３月から８月までＸに月90元の家賃を支払った。1993年３月20日に、Ｙは中国人民銀行よりＸに家賃、水道費、電気料として1,000元を振り込んだ。この間にも、ＸはＹのもとを数回訪ね、立ち退くように要求し、かつＹが所属する職場まで訪問しＹに住宅の提供するように要請した。後に、Ｙの職場がＹに住宅を提供しようとしたが、Ｙはその住宅の条件が悪いことを理由に、立ち退きを拒み続けた。

【当事者の請求】

ＸはＹに本件住宅よりの立ち退きを求める。Ｙは民法通則と関連する住宅制度により、（１）Ｙが本件住宅に対して優先購買権があると主張し、本件住宅の購入許可を求める。（２）1991年３月より、すでにＸに（懲罰として）不合理な高価な家賃を支払い続けてきたため、立ち退く義務がないと主張した。

【判旨】

民法通則73条、134条に従い、（１）Ｙが判決の効力が発して三ヶ月以内に、本件住宅より立ち退け。（２）1991年３月より立ち退きが完了するまで、本件住宅の家賃を平米0.6元と計算し直し、（1991年３月より）Ｘが過剰に徴収した家賃をＹに返還せよ。

【判決理由】

Ｘは本件住宅の所有権を有し、法律にもとづき占用、使用、収益と処分する権利を有する。本件住宅はＹの父であるＡがＸより賃借したため、Ａが死去したのち、関係規定にもとづきＹが立ち退かなければならない。ＸがＹに立ち退きを求めた原因とは、本件住宅を売却するためではなく、ほかの職員の住居問題を解決するためである。ゆえに、優先購買権を論じる余地がなく、またそれを理由に立ち退きを拒む法的根拠がない。ＸがＹより平米1.2元とする家賃は通常より高く、過剰徴収した部分についてＹに返還すべきである。

（二審）受訴法院と判決年月日：雲南省大理白族自治州中級人民法院、1993年11月３日。

【上訴理由】

Ｙは（本件は人民法院の管轄ではなく、住宅改革部門が処理すべきである。大理市住居改革関連規定によれば、Ｙは優先購買権があることを理由に）（１）原審判決取消、Ｘの請求を棄却。（２）Ｘに住宅管理部門に処理を求めるように通知する、と請求した。

Ｘは、Ｙの上訴を棄却、原審判決維持を求めた。

【判旨】

民事訴訟法153条１項に従い、Ｙの上訴棄却、原審判決維持。

【判決理由】

本件訴訟とは、ＸとＹの間における賃貸関係の終了に関する紛争である。Ｙは自分に優先購買権があると主張するが、しかし、Ｘが職員にだれ一人に住宅を売っていないため、優勢購買権は存在しない。Ｙの上訴は法的にも、政策的にも根拠がなく、支持しない。

【コメント】

本件訴訟では、法院は当事者が主張していない「過剰に徴収した家賃の返還」という項目を判決に含めている。その狙いは別訴防止であろう。さらに、Ｘが一審において「1991年３月より、すでにＸからの懲罰をうけ、不合理な高価な家賃を支払い続けてきたため、立ち退く義務がない」を主張したことを合わせて考えれば、過剰徴収した家賃の返還を判決に含ませた理由は、本判決を当事者に受け入れさせるための工夫でもあったかもしれない。

なお、判例編集者の評釈では、本件判決は、①Ｙの職場がＹに住居を提供しようとしたが、Ｙは条件が悪いことを理由に立ち退きを拒んだこと、②Ｘは職員の住居が足りず、本件住宅の回収が緊急であることを基礎にしているため、「情に適い、理に適う」[37]と評価している。

（６）契約履行請求に対して法院が契約無効と命じたうえ無効の効果について一連の処理まで命じた裁判例

【事例６】[38]

原告Ｘ：四川省国貿有限公司

[37]『審判案例要覧〔1994年〕』662頁。

[38]『審判案例要覧〔1995年〕』624－627頁。

訴訟代理人：楊達華、四川省成都市第三弁護士事務所・弁護士
訴訟代理人：邱天利、四川省成都市第二弁護士事務所・弁護士
被告Ｙ：四川省民族貿易聯合公司
訴訟代理人：馮昌全、四川省商業庁法律顧問室・顧問
訴訟代理人：黄勇、四川省弁護士事務所・弁護士
（一審）受訴法院と判決年月日：四川省成都市中級人民法院、1994年４月28日。

1993年２月16日にＸとＹ間に、Ｙが所有する本件建物を1,250万元の価額でＸに売り渡す契約を結んだ。契約にしたがい1993年３月16日にＸがＹに手付金として100万元、後に代金の一部である300万元を支払った。1993年４月４日に法律にしたがい、ＸとＹは所有権移転の登記をした。しかし、ＹはＸに土地使用証や建築規格資料を渡すことを拒み、そしてＹは約束通りに1993年６月30日前に本件建物を明け渡すことを履行しなかった。Ｙは明け渡しをしなかった理由について、Ｙは本件建物の売買を締結したのは事実であるが、Ｙは評価価額6,000万元である本件建物を1,250万元でＸに売り渡す契約をしたのは、ほか、ＸはＹが経営する中国西部民族用品卸売市場の建設に、4,750万元を寄付する約束をしたからである。Ｘがその寄付を履行する能力もなく、その約束は本件建物を低価額で購入するための誘餌（おとり）である。

【当事者の主張】

Ｘは本件契約の履行を求める。Ｙは本件契約の無効確認を求めて反訴。

【判旨】

民法通則58条１項（四）、２項、第61条に従い、（１）本件契約は無効である。（２）Ｘは判決の効力が発して１ヶ月以内に本件建物の中に占用した８部屋を明け渡せ。（３）判決の効力が発して１ヶ月以内に、ＸはＹが支払った400万元を返還せよ、ＹはＸに占用した８部屋の賃貸料を以下のように支払え。1993年３月より1993年９月まで３部屋月家賃2,400元を、1993年10月から８部屋月家賃6,400元を支払え[39]。（４）ＹはＸ

[39] 詳細は不明であるが、推測するには、1993年３月よりＸがまず３部屋を使用（占用）し、1993年10月より８部屋を使用（占用）したのではないかと思われる。

に、Ｘが支払った本件建物購入代金（400万元）の利息を建設銀行の建設貸付金利息にしたがい、利息を支払え。（５）Ｘが登記手続を行う際に支払った費用及び土地（増値）税、計223.1080万元について、ＸとＹが半分ずつ負担せよ。（６）Ｙが本件建物をＸに明け渡すために、新たに借りた建物の賃借代金22.351502万元について、ＸとＹが半分ずつ負担せよ。（７）本件判決の効力が発したのちに、本件判決を持って不動産管理部門にて所有権変更の登記をせよ。

【判決理由】

本件訴訟は、二つの契約の関連を問う紛争である。1993年２月10日と16日に、原告と被告の間に、寄付協議と本件売買契約を締結した。法院は、この二つの契約は実際は一体関係にあると考える。まず、Ｙの理事会の決議からでは、本件建物の売買の目的は中国西部民族用品卸売市場の建設の資金調達のためであった。かつ、四川省人民政府が「卸売市場」建設に関する批准文書では、投資金額は6,000万元と定めている。本件建物は、1991年に建設に動じられた資金は1490.584023万元であり、1993年の評価価値が6,000万元とされている。本件契約では、建築費1490.584023万元、評価価値6,000万元の本件建物を、1250万元で売買するのは、特殊な考慮にもとづき結ばれたと考えるのが妥当である。そのほか、当事者らは同じ月に、価値相関の契約を二つ締結したことを鑑み、法院は、この二つの契約は直接関係すると認定する。

本件契約は、寄付協議を前提にし、法律を回避する脱法行為である疑いがある。当事者らの陳述によれば、本件売買契約を翻意した原因とは、Ｘが寄付協議の履行をしなかったことである。したがって、寄付が本件契約締結の前提であるとみなすべきである。本件売買契約では、法律にもとづき198.1070万元土地（増値）税を支払わなければならない。寄付金額（4,750万元）を売買代金とする場合は、さらに500万元の土地（増値）税を支払わなければならない。本件契約では、寄付が土地税の対象にならないために、契約の方式を変えることによって、500万元の土地税を免れようと解すべきである。この場合は、国家の利益は著しく損害を受けることになる。

【コメント】

本件では、当事者らは契約の効力の有無に関する争いであり、判決は

その判断に限定されるはずである。しかし、法院は契約を無効と判示したのみならず、〔表５〕で示されているように契約無効にともなう一連の処理についてまで判示している。

契約無効の理由について、法院は二つの契約が直接関連することに力点を置き、背後に潜む脱税疑惑を暴き、「国家の利益は著しく損害を受けた」として、契約無効と判示した。つまり、本件判決の狙いとは、国家利益を守るためであった。この裁判例は、国家、集団或いは他人の利益を侵害するときに、当事者の処分権の行使が制限される具体例とみて差し支えない。

〔表５〕当事者の請求と判決

	Ｘの請求	Ｙの請求	判決
売買契約	履行	無効確認	（１）無効
			（２）Ｘは判決の効力が発して１ヶ月以内に本件建物の中に占用した８部屋を明け渡せ。
			（３）判決の効力が発して１ヶ月以内に、ＸはＹが支払った代金を返還せよ、ＹはＸに占用した８部屋の賃貸料を以下のように支払え。
			（４）ＹはＸに、Ｘが支払った本件建物購入代金の利息を建設銀行の建設貸付金利息にしたがい、支払え
			（５）Ｘが登記手続を行う際に支払った費用及び土地税､計223.1080万元について、ＸとＹが半分ずつ負担せよ。
			（６）Ｙが本件建物をＸに明け渡すために、新たに借りた建物の賃借代金について、ＸとＹが半分ずつ負担せよ。
			（７）本件判決の効力が発したのちに、本件判決を持って不動産管理部門にて所有権変更の登記をせよ。

（７）請負契約の履行請求に対して法院が契約の中身の変更を命じた裁判例

【事例７】[40]

[40]『審判案例要覧〔1993年〕』973－975頁。

原告・控訴人Ｘ：徐俊利
被告・被控訴人Ｙ：承徳県六溝鎮●（土＋敦）台村経済聯合社
　法定代理人：徐俊坡、合作社主任
　委託代理人：王喜和、●（土＋敦）台村共産党支部書記
第三人Ｚら：徐飛武ほか５名、●（土＋敦）台村村民
（一審）受訴法院と判決年月日：河北省承徳県人民法院、1992年４月24日。
【事実の概要】
　1985年１月１日に、Ｘは入札方式によってＹと集団所有の果樹園の請負について契約を締結した。その内容は、Ｘが果樹園を請負し期限は50年、毎年請負費としてＹに160元を支払う。請負契約を開始したのちに、Ｘは果樹園に新たに果樹987本を植えた。1991年12月12日に、鎮政府林業局は本件果樹を含む果樹園について収益算定を行い、請負に関する処理意見を出した。Ｙは処理意見に従い、Ｘに請負費を160元から700元への増額を求めたが、Ｘが応じなかった。1992年12月26日に、Ｙは請負契約を改めることを理由に、契約を中止し果樹園を回収したのちに、Ｚらに［発包（注文）］を出した。
　なお、1992年３月２日Ｘが提訴したのち、法院は紛争の激化を防止するために、ＸとＺらが果樹園から立ち退くように裁定を出した。その後、法院は鎮林業技術センター職員に果樹園の管理を依頼した。一審判決を下すまでは、枝の剪定に293元かかり、管理に152元の費用が生じた。
【当事者の請求】
　Ｘは（１）請負契約の履行、（２）損害賠償を求めた[41]。
【判旨】
　民法通則28条、85条、経済契約法６条、32条に従い、（１）ＸとＹが締結した本件請負契約は有効である。ただし、請負期間は50年から20年に変更し、1985年１月１日から2005年５月１日までとする。ＹとＺらとの請負契約は無効である。（２）1992年より2005年まで、ＸはＹに年

[41] 具体的に何を求めたのか、損害賠償の金額について、裁判例では記載していないため、判明しえない。

間請負費として毎年３月30日前に一括1,511.45元を支払え。（３）農業税はＸが納付せよ。（４）Ｘが、訴訟期間中に果樹園の管理に使われた費用、枝の剪定293元、果樹林管理152元を支払え。（５）Ｙは Ｚらが支払った請負費3,600元を返還せよ。

【判決理由】

経済契約法５条の「経済契約の締結は、平等互恵、協商一致、等価有償の原則を貫かなければならない」規定から鑑みれば、本件請負契約は有効である。また、経済契約法６条の規定からみれば、Ｙは請負費を変更する際に、法律による解決を図らず、勝手にＺらに請負させる行為は違法行為であり、一定の責任を負うべきである。

民法通則59条１項（二）は「（民事行為が）明らかに公平を失するもの」は、「一方が人民法院或いは仲裁機関に変更或いは取消をするように請求する権利を有する」と規定し、最高人民法院が公布した「農村請負契約紛争の審理の問題に関する若干規定」４条１項は「国家の税収、価額などの政策調整により収益が著し変化した場合」、または（７条）「請負を出す側が経験不足によって、請負費の設定が過度に低く設定したことに起因する紛争（中略）、請負費の調整について当事者らが協商できない場合は、法院が法律にしたがい判決することができる」と規定されている。本件訴訟では、Ｙは経験不足であるために、請負費の設定は低すぎた。請負してから果物の価額が高騰し、収益状況が著しく変化したため、請負費について調整するのはしかるべきであろう。

（二審）受訴法院と判決年月日：河北省承徳市中級人民法院、1992年８月28日。

【上訴理由】

Ｘは、原審において法院が請負期間の変更、請負費の調整したのは法的根拠がなく、原審判決の取消すべき、そのうえ、Ｙが一方的に請負契約を中止したことについて、違約責任を負うべきである[42]。

【判旨】

[42] Ｘの上訴理由は不明であるが、その陳述によれば、（１）原審取消、（２）1985年締結した請負契約の内容に従いＹが契約履行、（３）Ｙが損害を賠償する、と推測する。

民事訴訟法153条１項、２項に従い、（１）原審判決１項、４項、５項を維持。（２）原審判決２項、３項を取消。（３）1992年よりＸがＹに、毎年二級リンゴ750キロの金額を基準に請負費を支払え、（４）ＹがＸに違約金として160元を支払え、（５）原審判決５項で確定した金額について、本判決を受け取った10日以内に一括精算せよ。

【判決理由】

本件請負契約は有効である。しかし、Ｙの経験不足とリンゴが価額高騰したことを鑑み、法律にしたがい適切に請負費を調整するのは妥当である。そのほか、農業税の支払いは法院が判示すべきものでない、Ｙが一方的に契約を中止することは違約であり、相応する違約責任を負うべきである。

【コメント】

本件訴訟の請求とは、請負契約の効力とその履行に関するものであるが、本来ならば法院は契約の効力の有無について判断し、原告の請求である契約履行について判示すればよい。しかし、法院は契約を有効であるとしながらも、自ら契約の内容を変更した。法院が、被告でさえ求めていない請負期間の縮短を判じたこと、結果的に被告が要求した金額よりも請負費を増額させたこと[43]、二審では請負費の計算をリンゴの価額を基準するように判示したことは、当事者の請求を超えている。

法院が当事者の請求を無視し、以上のように判示した狙いは二つがあると推測できる。一つは、二審でリンゴの金額を請負費の基準にしたのは、将来リンゴの価額がさらに高騰或いは下落した場合の別訴防止のためであると思われる。もう一つ、法院が自ら請負契約の契約期間の縮短と契約費の増額した狙いは、果樹園は集団所有であるため、法院が集団の利益を守るために、被告に替わって集団の利益を守ったと理解して差し支えない。この事例も【事例６】と同様に、国家、集団或いは他人の利益を侵害するときに、当事者の処分権の行使が制限される具体例であろう。

そのほかに、二審では、当事者らが主張していない一審の（５）項に

[43] 契約時の請負費は毎年160元であり、ＹがＸに年間700元に増額するように要請したが、一審判決では、請負費について年間1,511.45元と判示した。

ついて、改めて判決に含めた。ちなみに（５）の履行対象であるＺは上訴人となっていない。関係しないＺについて判決がふれた理由とは、判決が順調に履行されるための配慮と推測できる。一審の【事実の概要】の「法院は紛争の激化を防止するために、ＸとＺらが果樹林から立ち退くと裁定した」ことから、本件の果樹園の請負についてＸとＺらと相当に対立していることがわかる。したがって、法院はＺらに速やかに請負費を返還しＺらをなだめることが、ＸとＺらの間の争いを解決させ、判決が順調に履行される前提と認識したと思われる。そもそも中国の民事訴訟では、独立請求権のない第三者を訴訟に参加させ、責任を負わせる制度がある[44]。その場合は、第三者は自分の意思に因らずに訴訟に参加させられ、請求の範囲を決める権限がなく、訴えの取下げを申請する権利もなく、事実上処分権が認められていない。

（８）損害賠償請求に対して法院が契約履行を命じた裁判例

【事例８】[45]

原告Ｘ：ハルビントラクター工場

　訴訟代理人：宮建国、ハルビン市道里区弁護士事務所・弁護士

被告Ｙ：黒竜江省火電第二工程公司

　訴訟代理人：有広軍・弁護士

第三人Ｚ：徳陽東方透平集団公司

　訴訟代理人：李開明・弁護士

（一審）受訴法院と判決年月日：ハルビン市道里区人民法院、1992年10月10日

【事実の概要】

　1987年11月に、ＸはＺより蒸気発電機設備二セットを購入し、Ｙに取付けを依頼した。Ｚが提供した器械の一部は不良品であり、かつＹ

[44] 独立した請求権のない第三者の訴訟参加の詳細、またはその制度に関する批判について、武鴻雁「中国民事裁判における独立した請求権のない第三者の訴訟参加――手続と実体の狭間でゆれる民事訴訟（３・完）」北大法学論集61巻５号（2011年）201－195頁以下参照されたい。

[45]『審判案例要覧〔1993年〕』877－881頁。

は取付けの手順を間違ったため蒸気発電機が完全に破損した。

【当事者の請求】

ＸはＹとＺが違約責任を負うべきとして、ＹとＺに損害賠償として539,800元を支払うように求めた。ＹはＸに蒸気発電機の設置費357,315元、利息175,012.16元、整備修繕費33,227.18元を支払うように反訴し請求した。

【判旨】

経済契約法32条１項などに従い、（１）Ｚは判決の効力が発してから１ヶ月内に、Ｘに蒸気発電機設備を提供せよ。その費用はＺの負担とする。遅延した場合、ＺがＹに１日405元を支払え。（２）Ｘが設備を受けてから７日以内にＹに引き渡せ。期限を越えた場合はその損失は自己負担とする。（３）Ｙが設備を受けてから３ヶ月以内に取付けを完了し、かつ発電できるようにせよ。取付け費用はＹが自己負担せよ。期限内に発電できない場合は、ＹがＸに一日405元を支払え。（４）Ｘは判決の効力が発して10日以内にＹに取付け工賃として25万元を支払え。残金の107,315元は器械が運転してから１年内に支払え。期限が過ぎた場合、元金と銀行利息の二倍を支払え。（５）Ｚは判決の効力が発して10日以内、Ｘに違約金として20,010元支払え。期限が過ぎた場合、元金と銀行利息の二倍を支払え。（６）Ｚは判決の効力が発して10日以内に、Ｘに電気を使用できない損失として303,990元支払え。期限が過ぎた場合、元金と銀行利息の二倍を支払え。（７）ＸはＹに取付け工賃未払いの違約金として101,541.36元を支払え。期限が過ぎた場合、元金と銀行利息の二倍を支払え。

【判決理由】

原告は契約通りにＹに設置費を支払わなかったことは違約であり、責任を負うべきである。Ｙが取り付け工事を行うなか、設置構図に誤りがあり、かつ蒸気ゲートが開かないことに気づいたにもかかわらず、なお設置し運転させた結果、機械を破損させたゆえに、Ｙは一定の責任を負うべきである。Ｚが提供した設備は欠陥があり、Ｘが計画通りに生産ができずに生じた損害について賠償責任を負うべきである。

【コメント】

本件は、当事者は債務不履行に基づく損害賠償を求める訴訟である。

契約履行ではなく損害賠償を求める訴訟であるが、しかし、法院はいったん破綻した契約を自ら復活させ、かつ判決を介して契約を順調に履行するように各当事者に詳細に指示した。当事者の請求項目を拡張したことについて、〔表６〕を参照されたい。

このように判決した一つの理由は、別訴防止であると思われる。すなわち、本件訴訟は、Ｘによる Ｙ と Ｚ に対する訴訟であり、Ｙ と Ｚ とは争っていない。しかし、仮に Ｘ の請求と Ｙ の反訴に対してのみ判決した場合は、後に、Ｙ と Ｚ の間に、さらに訴訟が起きる可能性は否めない。紛争の抜本的な処理をはかるために、法院がこのように判決したと考えるのが妥当であろう。

〔表６〕当事者の請求と判決

Ｘ の請求	Ｙ の請求	判決
Ｙ と Ｚ に損害賠償		（５）Ｚ は判決の効力が発して10日以内、Ｘ に違約金として20,010元支払え。期限が過ぎた場合、元金と銀行利息の二倍を支払え。
	Ｘ に設置費用、利息と修繕費の支払	（４）Ｘ は判決の効力が発して10日以内に Ｙ に取付け工賃として25万元支払え。残金の107,315元は器械が運転してから１年内に支払え。期限が過ぎた場合、元金と銀行利息の二倍を支払え。
		（１）Ｚ は判決の効力が発してから１ヶ月内、Ｘ に蒸気発電機設備を提供せよその費用は Ｚ の負担とする。遅延した場合、Ｚ が Ｙ に１日405元を支払え。
		（２）Ｘ が設備を受けてから７日以内に Ｙ に引き渡す。期限を越えた場合はその損失は自己負担とする。
		（３）Ｙ が設備を受けてから３ヶ月以内に取付けを完了し、かつ発電できるようにせよ。取付け費用は Ｙ が自己負担せよ。期限内発電できない場合は、Ｙ が Ｘ に一日405元支払え。
		（６）Ｚ は判決の効力が発して10日以内、Ｘ に電気を使用できない損失として303,990元支払え。期限が過ぎた場合、元金と銀行利息の二倍を支払え。
		（７）Ｘ は Ｙ に取付け工賃未払いの違約金として101,541.36元を支払え。期限が過ぎた場合、元金と銀行利息の二倍を支払え。

（９）損害賠償請求に対して法院が契約履行を命じた裁判例

【事案９】[46]

原告Ｘ：常鑫磁質磚有限公司

訴訟代理人：雷春林、江西省九江市弁護士事務所・弁護士

被告Y1：羅足三

被告Y2：陳鴻玉

第三人Ｚ：蘇州市保達貿易商行

受訴法院と判決年月日:江西省九江市中級人民法院、1994年12月１日。

【事実の概要】

1993年にＸは営業展開のためにY1を蘇州市に派遣した。Y1はＸより20万元に相当するタイルを運び出し、蘇州市の倉庫に保存した。Y1は正月帰省する際、権限を越えてタイルの出荷などに関する事項をY2に依頼しかつ倉庫のカギをY2に渡した。ところが、Y2は自分の名義でＺに101,836.25元に相当するタイルを売り渡したが、代金の回収ができなかった。

【当事者の請求】

Ｘは（売買代金を回収していないことを理由に）Y1、Y2、Ｚに経済損失に対する賠償を求めた[47]。

【判旨】

民法通則66条に従い、（１）Y2とＺ間の売買は無効。（２）Ｚは判決効力が発して10日以内に、Ｘに101,836.25元に相当するタイルを返還し、利息損失9,783.9元を負担せよ。Y2はこれにつき連帯責任を負う。（３）Y1はＸの職員であり、その行動は業務上の怠慢にほかならない。Ｘは企業内の関連規定によりY1に懲戒を与えるべき。

【コメント】

本件ではＸはY2とＺの売買契約の無効を主張してはおらず、「損害を賠償する」項目によって単にタイルの代金の回収を求めている。しかし、法院はY2とＺの契約を無効にし、金銭ではなく、タイルそのものの返還を命じている。これは当事者の請求していない事項である。その

[46]『審判案例要覧〔1995年〕』957－959頁。

[47] 請求した賠償金額は不明である。

ほか、判決ではＸにY1に対して懲戒するように判示したのも、当事者の請求から逸脱しているといえる。

２　当事者の請求よりも金額を増加させた裁判例

（１）被上訴人が付帯上訴していないのに法院が上訴審において被上訴人への賠償金額を増加させた裁判例

【事例10】[48]

原告・被控訴人 X1：谷紅英
原告・被控訴人 X2：覃立紅
原告・被控訴人 X3：李小玲
原告・被控訴人 X4：黄艶晴
原告・被控訴人 X5：厳虹
原告・被控訴人 X6：黄夢萍
被告・控訴人Ｙ：百色市城郷建築案装公司藍雀沖印部
　訴訟代理人：黄秀年、百色地区弁護士事務所・弁護士
（一審）受訴法院と判決年月日：広西壮族自治区百色市人民法院1999年７月26日。

【事実の概要】

1999年３月25日に、X1はＸらが昆明に旅行した時に撮影した写真フィルムを持って写真現像を業とするＹのもとを訪れ、二本の写真フィルムを渡しその現像を依頼した。当日午後に受け取りに行った際、二本のフィルムからは写真三枚しか現像できなかったとＹに告げられた。専門業者の技術鑑定によれば、フィルムが損傷し現像できない原因とは、現像する際の器械の操作ミスによるものと判明した。Ｙも現像中に電気ブレーカーが落ち停電したため、フィルムが現像液に長時間漬けられたことを認めた。

【原告の請求】

Ｘは、Ｙのミスによるフィルムの現像が不能になったことは、Ｘらの昆明での観光スポットの記念撮影の記録を失い、Ｘらは自分の権利が侵害されたとして、（１）写真のフィルムを市販価額の５倍にて250元を弁

[48]『審判案例要覧〔2000年〕』247－251頁。

償、（２）支払った現像料10元を返還、（３）各原告に観光スポット損失費[49]を250元として1500元を補償、（４）慰謝料として各原告に1,000元ずつ計6､000元支を払うように請求した。

【判旨】

消費者権利利益保護法第44条に従い（１）Ｙは写真フィルム二本を市販価額の５倍、すなわち250元をＸらに賠償せよ、（２）Ｘらが支払った現像料10元を返還せよ､（３）ＹはＸらに観光スポット費を各240元、計1,440元を支払え、（３）ＹはＸらに慰謝料として一人100元、計600元を支払え。

【判決理由】

Ｙは写真現像の専門業者として、提供したサービスは利用者の財産の安全を保障すべきである。ＸらはＹに写真の現像を依頼し、かつ料金を支払ったために両者はサービスの提供を内容とする契約を締結したこととなる。Ｙは現像においてミスをしたため、Ｘらのフィルムが損傷され、かつその損失は取り返せない。ゆえに、Ｙは民事責任を負うべきである。現像を依頼したのはX1だけであるが、X1の利益のみ損害したわけではなく、Ｘらの共同の利益の損害に関する訴訟請求は法的根拠があり、本法院はそれを支持する。Ｙはネガの市販価額の５倍でＸらに賠償するほかに、Ｘらがその画像を得るために支払った合理的な費用と慰謝料も支払うべきである。しかし、Ｘらが請求した慰謝料金額は高すぎるため、本法院は斟酌してそれを決める。

（二審）広西自治区百色地区中級人民法院、1999年12月10日。

【上訴理由】

一審が認定した観光スポット費と慰謝料の損害賠償は法的根拠がない。Ｘらの旅行の目的とは、観光であり撮影するためではない。一審が適用した消費者権益保護法には慰謝料の賠償の根拠がない。国家がまだ写真現像に関する損害賠償について具体的な規定がないため、北京市「サービスの質と価額に関する写真業の苦情処理辦法」の規定に従い､（写真フィルムの）５倍賠償すべきである。ほか、本件ではX1とＹの間の

[49] どのような費用かについて判例集では明確にしていないが、観光地の入場料などと推測される。

みにサービス関係があり、ほかの原告は当事者とすべきでない。Ｙは以上のことを理由に、原審判決を取消し、新たに判決するように求めた。Ｘらは、一審判決は正しくあり、Ｙによる上訴を棄却するように求めた。

【判旨】

民法通則117条、民事訴訟法153条１項に従い、（１）原審判決の１項を維持する。（２）原審判決の２、３項を取消。（３）ＹはＸらに慰謝料を各400元、計2,400元を支払え。

【判決理由】

Ｘらによる観光スポットでの撮影は、非物質的価値があり損害があった場合は一定の慰謝料を受けるべきである。北京市「サービスの質と価額に関する写真業の苦情処理辦法」の適用範囲は北京市であり、本件の法的根拠にはならない。ＹはＸらに写真フィルムの５倍賠償することに同意したことに、本法院はそれを是認する。X1はＸらの委託を受けてＹに現像を依頼したため、Ｙのサービス対象はＸらでありＸらは原告の主体資格がある。したがって、Ｙの上訴理由は成立せず、本法院はそれを支持しない。一審の事実認定は明確であり、手続は合法であるが、しかし適用する法律は部分的に不当である。すなわち、観光スポット費は慰謝料に含まれるべき、区別して判決するのは妥当でない。本法院はそれを正す。

【コメント】

本来ならば、被控訴人が付帯上訴によって審理範囲を拡張しない限り、上訴審は控訴人の申立ての範囲に限られるべきであり、本件はいわゆる「不利益変更の禁止」に反し、当事者が主張していないことを判示したこととなる。すなわち、〔表７〕で示されているように慰謝料の算定をみれば、一審の判決は総額が600元であり、かつ原告さえその金額について納得している（付帯上訴していない）にも関わらず、法院は職権で600元から2,400元に引き上げている。

こうした判決の理由については不明であるが、裁判官が自ら当事者の損失を推測し、それに基づく判決であると推測される。

〔表７〕当事者の請求と判決

	Xの請求	一審判決	二審判決
フィルム購入費の賠償（市販価額の５倍）	250元（50元×５倍）	250元（50元×５倍）	250元（50元×５倍）
現像費の返還	10元	10元	10元
［旅遊景点費（観光スポット損失費）］	1,500元（250元×６人）	1440元（240×６人）	
慰謝料	6,000元（1,000元×６人）	600元（100元×６人）	2,400元（400元×６人）

（２）債務不履行による損害賠償請求では法院が原告の請求金額よりも高い賠償金を命じた裁判例

【事例11】[50]

原告X：鄭善成

被告Y1：陳善軍（自動車修理工場経営）

被告Y2：菲夫工貿有限公司（自動車部品販売会社）

受訴法院と判決年月日：大連経済技術開発区人民法院、1998年11月30日。

【事実の概要】

Xが所有する自動車が故障したため、1998年６月５日にY1に修理を依頼した。Y1はオイルポンプが破損したため部品交換を必要とする旨をXに伝えた。Xは自らY2より8,000元でオイルポンプを購入し、Y1に渡し、取り付けを依頼した。同年７月８日に修理完了したため、Xが自動車を引き取り、７月21日に修理代金2,000元をY1に支払った。しかし、８月８日に自動車が再び故障したため、XがY1に修理を依頼した。XおよびYらが立ち会いの下、オイルポンプを分解して検査した。結果、オイルポンプ内のプレートが誤って逆に設置されたことがわかり、それが本件車の破損・故障の原因であると推定された。

【原告の請求】

XはYらに連帯で30,000元の損害賠償を求める。

【判旨】

[50]『法院案例選〔2000年２輯〕』82－89頁。

消費者権利利益保護法２条、11条、18条１項、44条、民法通則58条１項５、２項、106条２項、117条２項と３項、130条、84条に従い、（１）ＹらはＸに本件自動車の修理費用として18,219.50元、修理期間中の代車費用12,000元（計30,219.50元）を支払え、（２）Ｙらは上記債務について連帯責任を負う。

【判決理由】

法院は大連技術監督局に鑑定を委託したところ、オイルポンプの不具合（プレートを逆に設置した）により本件自動車のトランスミッションの油圧が不安定になり、それが故障の原因であることが判明した。なお、本件修理内容は、Y1が許可されている免許外の修理作業である。後に専門業者による自動車修理代金は18,219.50元であった。修理期間中の代車料金について関係部門の概算によって12,000元と認定した。

法院は、①Y1は当該修理について無免許であるため、本件修理に関する民事行為は無効であり、過失責任を負うべき（修理代金2,000元は不法収入とみなし、法院に帰属させる[51]）。②ＸとY2との売買契約は有効であるが、Y2が売り渡した自動車部品の組立てミスが自動車故障の原因であり、部品をＸに渡した時にＸに対する説明義務を尽くしていない。③部品を受け取ったY1は検査せずに取り付け、作業完了後に性能テストもしなかったことは修理義務を尽くしていないと解すべき。④上記Ｙらの過失によって車が故障するに至り、Ｘの財産が侵害された。Ｙらは共同で民事責任を負うべき。⑤Ｙらは異なる原因によって同一の内容となる給付義務が生じ、各自全部履行の義務を負う。Y1とY2の間に不真正連帯債務が成立する。

【コメント】

本件訴訟では、少額ではあるが、法院は当事者が請求した金額よりも多い金額を判示している。

法院が賠償金額を算定した方法は、〔表８〕からわかるように単に車の修理代と代車代を足し算した金額である。すなわち、原告の請求とは関係なく、法院は原告が実際に被った損害を職権により算出し判決した。

[51] 法院による財産帰属制度について、【事例18】で扱うこととする。

〔表８〕

	Ｘの請求額	判決額
自動車修理費	30,000元	18,219元
修理期間中代車費用		12,000元
合計	30,000元	30,219元

３　当事者が請求していない効果を判決に含めた裁判例

（１）無断増築した部分の原状回復請求に対して法院が増築した部分の共同使用を命じた裁判例

【事例12】[52]

原告・被控訴人Ｘ：陳飛

訴訟代理人：韓頌、海口市対外経済弁護士事務所・弁護士

被告・控訴人Ｙ：鐘前宝

受訴法院と判決年月日：一審：海口市新華区人民法院、1993年６月15日。

【事実の概要】

本件建物は二階建てであり、ＸとＹが共有する。ＹがＸの許可をえず、三階部分を増築した。

【当事者の請求】

Ｘは権利侵害されたとして、増築した三階の取り壊しによる原状回復を求めた。

【判旨】

民法通則78条２項に従い、（１）増築した三階は、Ｙは南側の部屋、リビングとベランダを使用し、Ｘは北側の部屋、台所とベランダを使用し、階段はＸＹが共同使用せよ。（２）Ｘが判決の効力が発してから10日以内に、Ｙに30,883.74元を支払え。

【判決理由】

Ｙの行為はＸの権利侵害となり、原状回復すべきである。しかし、Ｘの請求にしたがい三階部分を取り壊すのは妥当でない。その理由とは、仮に取り壊し原状回復した場合、Ｙに必要としない損失を与え、当事者

[52]『審判案例要覧〔1994年〕』671－674頁。

双方にある対立を激化させることになる。切実に当事者の合法的な利益を守り、裁判と社会効果を結合させる原則を徹底するために、（三階部分について）双方当事者が共有すると判示し、三階部分に対する建設銀行不動産部門による価額評価を経たうえに、ＸがＹに適切な補償をさせるのは賢明な方法である。

（二審）受訴法院と判決年月日：海南島海口市中級法院、1993年11月１日。

【上訴理由】

Ｙは、本件建物の土地使用書はＹにあり、建設に際しＹがすべての手続をした。三階の増築は［批文（行政機関による許可）］があり、Ｘと関係しない。（増築した三階は）Ｘの権利侵害にならない、Ｘと共有ではないため、（１）原審判決取消、（２）三階に対するＹの所有権確認を求めた。

【判旨】

上訴棄却。

【判決理由】

本件建物について、別訴によってＸとＹが共有することが確定している[53]。よって、本件土地建物上、いかなる添付物も共有関係にある。ＹはＸと協商せず増築したのはＸに対する権利侵害を構成する。原審判決は、事実認定は明確、法律適用は正確、処理は公正であるため、本法院はそれを支持する。

【コメント】

本件訴訟は、当事者が原状回復を請求したことについて、法院は原状回復すべきとしながらも、増築した部分の分割を行ったことが当事者の請求を変更させ、処分権を制限したこととなる。

法院はこのように判決した理由について、原状回復と判決すれば「対立が激化させること」となるが、「切実に当事者の合法的な権利・利益

[53] 判決文では、別訴に関する詳細な記載がなかった。推測するには、本件建物の既存している部分（１、２階）について当事者らが所有権を争って裁判となり、その訴訟では本件建物が当事者らが共用するという判決になったと思われる。

を守り、裁判と社会効果を結合させる原則を徹底するために、増築した部分の分割を行うべき」と書き記している[54]。

そうした判決の狙いとは、当事者の請求に法的判断を加えるよりも、紛争の激化防止、当事者の真なる権利・利益の（発見と）保護、社会効果の獲得にある。

（２）看板の不当設置に関する原状回復請求に対して法院が損害賠償を命じた裁判例

【事件13】[55]

原告Ｘ・被控訴人：陳晋蓉

被告Ｙ・被控訴人１：四川省成都市智業房地産開発有限公司

被告・控訴人Y2：洪金坪

（一審）受訴法院と判決年月日：金牛区人民法院、1998年４月１日。

【事実の概要】

1997年８月に、ＸとY2はY1が販売するマンションを購入し、それぞれ建物の二階（住宅）と一階（店舗）に入居、ＸとY2の部屋の位置関係は上下で隣接していた。９月にY2がＸとY2の外壁に看板を設置した。そのため、Ｘはエアコンの室外機の設置ができなくなった。

【当事者の請求】

Ｘは、Y2が看板を設置したことによって、自分の権利が侵害されたとして、Y2とY1（連帯責任）に（１）原状回復、（２）損害賠償、を求めた。

【判旨】

民法通則117条、130条、134条1項（五）に従い、判決の効力が発して10日以内に、Y1とY2が看板を取り外し、原状回復せよ。

【判決理由】

Ｘと相談せず、Y2が勝手に設置した看板は、Ｘの外壁を占用し不法行為に当たる[56]。法的責任を負うべきである。

---

[54]『審判案例要覧〔1994年〕』674頁。

[55]『法院案例選〔2001年１輯〕』81－87頁。

[56] 日本法では、不法行為と物件的請求権は峻別され、本件の場合は妨害排除

（二審）受訴法院と判決年月日：成都市中級人民法院、1998年６月24日。
【上訴理由】
Y2は、建物の一階部分を購入したのちに、Y1と相談し、口頭にて（看板設置するために）外壁の使用をY1により許可されている。Y2が設置した看板は、Xの部屋の通風、日照にいれずにも影響を与えていないことを理由に、原審判決取消、Xの請求を棄却するように求めた。
【判旨】
民法通則130条、民事訴訟法153条１項に従い、（１）原審判決を取消。（２）Y2の看板は保留する。（３）損害賠償としてY2はXに3,000元、Y1はX2,000元を支払え。
【判決理由】
Y2が看板を設置した壁が共用壁であり、XとY2は共同で使う権利がある。Y2とY1間に口頭協議ができたとはいえ、Xの同意を得ていない。Xは、Y2が看板を設置した部分におけるXの壁の使用権が侵害された。しかし、Y2は看板をすでに数ヶ月にわかって設置していること、Xがエアコン室外機を設置する際に、その配管などを延長すれば壁の側面に設置することが可能であることを鑑み、Y2の看板を保留して、Y1とY2がXに適切な損害賠償を支払うとするのが妥当である。
【コメント】
本件訴訟では、原告が原状回復を請求したが、しかし判決では被告に対して損害賠償を命じている。つまり、法院は当事者の請求の内容（質）を変更している。
二審法院が一審判決を改めた理由根拠は、看板はすでに設置されていること、エアコンの室外機は工夫すれば設置可能であったことである。同じ法院の裁判官による判例評釈では、判決を出した理由について以下のように記述している。「本件広告看板は、制作するには千元ないし一万元の費用を要する。取外す場合は看板の制作費などが無駄になり、損失が生じる。（中略）単純に一方に取り外し、原状回復を命じ、損失を考慮したうえ適切な処理を行わなければ、本当の紛争を処理ないしは

請求が問題となるが、中国法ではそれが混同されている。

矛盾を解決したとは言えない」[57]。つまり、法院は、それぞれ当事者の本当の利益を分析し、かつ紛争の抜本的解決をするために、本件判決にたどり着いたである。

（3）所有権による返還訴訟に対して法院が「保証金」の支払いを命じた裁判例

【事件14】[58]

原告・被控訴人 X1：串井小

原告・被控訴人 X2：串麦妮

被告・控訴人 Y：賈計生

（一審）受訴法院と判決年月日：一審：内邱県人民法院、1992年４月12日。

【事実の概要】

X1、X2の父が以下二点の書画を収蔵していた。①掛け軸。掛け軸に「斉璜」と「白石」という二枚の印鑑が押されている（中国画の大家である斉白石の作品と思われる）。掛け軸のサイズは126×50センチメートルであった。②対聯。潘齢皋による作品であり、サイズは126×25センチメートルであった。1971年に X1、X2の父が死去した後、Y は鑑賞のために本件掛け軸と本件対聯を借り入れた。後に X らが数回にわたって返還を求めたが、Y が本件掛け軸を紛失したことを理由に返還に応じなかった。1991年12月17日に Y は X らに念書を渡した。その内容とは「Y は1970年前後に X らの家より掛け軸を持って帰った。その掛け軸は斉白石の作品らしい。Y の不注意によって掛け軸を紛失した。見つかり次第に返還することを約束する」というである。

【当事者の請求】

X らは、Y に掛け軸の返還を求める。返還ができない場合は賠償を求める[59]。

【判旨】

---

[57]『法院案例選〔2001年１輯〕』85頁。

[58]『法院案例選〔2005年４輯〕』58－66頁。

[59] 賠償についてその金額は不明である。

民法通則106条２項、117条１項、２項に従い、（１）本判決の効力が生じた10日内、ＹがＸらに本件掛け軸、本件対聯を返還せよ。（２）Ｙが現物の返還ができない場合、１ヶ月以内にＸらに損害賠償として金17.01万元支払え。（３）掛け軸と対聯の所有権はＸらにあり、Ｙに返還を求める権利が留保される。

【判決理由】

法院は北京の栄宝齋（文房具の老舗、骨董品のオークションをも扱う）に調査に出かけ、掛け軸の推定価額について諮問した。栄宝齋によると、現物がないため、金額の推定ができない。齋白石の作品は国家文物に登録されているため、買い取り価額は平方尺（33.3×33.3センチメートル）ごとに25,000から30,000元。オークションになる場合は40,000元以上となるが、最終金額は推定できない。

法院は、Ｙは本件掛け軸を借りたのち、適切に保管義務を負い、速やかに返還すべきである。もし確かに無くした場合は、民事賠償責任を負う。

（二審）。受訴法院と判決年月日：邢台市中級人民法院、1996年９月14日。

【上訴理由】

Ｙは以下の理由にしたがい、原審判決の取消を求めた。①掛け軸は齋白石の作品とは認定できない、②対聯の作者は起訴状と判決書の記載が異なるので、請求は牽強付会である、③掛け軸はX2が自らＹに贈与したもの、その返礼としてＹは「牡丹双鳩図」を贈った。返還を求めるならば、まず「牡丹双鳩図」をＹに返還すべきである。④本件掛け軸は既に紛失して返還は不可能である。⑤掛け軸のサイズについて、一審法院は証人の証言を採用し126×50センチメートルと認定したが、しかしその証言は事実を意図的に誇張している。実際のサイズは縦幅１尺、横幅半尺に過ぎず、紙質が悪く、「齋璜」と題されていない。

【判旨】

民事訴訟法153条１項に従い、（１）一審判決を取り消す。（２）判決言い渡した一ヶ月内に、ＹはＸらの保証金として100,000元を預ける。（３）本件掛け軸、対聯の所有権はＸらにあり、Ｘらは Ｙに返還を求める権利が留保される。Ｙが返還を完了した場合、Ｘらは保証金100,000をＹに返す。

【判決理由】

法院は、Yは本件掛け軸を借りたのち、適切な保管義務を負い、速やかに返還すべきであり、もし確かに紛失した場合は、民事賠償責任を負う。現物がないため価値の評価はできないため、またはYによる返還を促すためには、YがXらに一定金額の保証金を預けさせ、返還が完了したのち、XらがYに保証金を返すと判決するのは妥当である。

【コメント】

本件訴訟の当事者は、掛け軸の返還、もしくは損害賠償を求めたが、二審では、当事者が求めていないだけでなく、法的根拠の不明な「保証金」なるものの支払いを命じた。

法院が「保証金」によって本件訴訟を処理した狙いは不明であるが、同じ類型の事件について、「保証金」によって処理する事件[60]もあれば、民法通則117条1項によって処理する事件[61]もある。

そのほか、当事者の請求では、損害賠償を求めるとしたが、しかしその金額は法院の調査によって初めて確定した。中国の裁判例では、一般的に当事者の請求に関する記述が曖昧であり、すなわち裁判に際して当事者の請求の明確は必ずしも必要でないことが読み取れる。

（4）機械売買契約無効による売買代金返還と慰謝料の支払い請求に対して法院が原告の請求をすべて棄却したうえ被告に機械の取扱説明書の配布を命じた裁判例

【事件15】[62]

原告・控訴人Xら：甄琴、汪小琴ほか207名

---

[60] 大学であるYは資料作りのために、Xより有名人の書簡を借りたどころ、それを紛失した。法院は、Yは一定の金額を「保証金」としてXに預けさせ、Yは書簡を見つけ次第Xに返還し、XがYに「保証金」を返すと判示した。『法院案例選〔2005年1輯〕』164－170頁。なお、この判例に関する編集者の評釈では、「保証金」の法的根拠が不明確であることを指摘している（同上、169頁）。

[61] Xは家伝の絵を表装業者であるYに表装を依頼したどころ、Yがそれを紛失した。法院は民法通則117条1項にもとづき、Yに損害賠償を命じた。『審判案例要覧〔2001〕』509－512頁。

[62] 『審判案例要覧〔0995年〕』682－687頁。

訴訟代理人:宋露蕾、貴州省攻進弁護士事務所･弁護士（一審、二審）
訴訟代理人：肖坤濤、貴州省攻進弁護士事務所・弁護士（一審）
訴訟代理人：陳忠、貴州省政通弁護士事務所・弁護士（二審）
訴訟代理人：李中陸、貴州省政通弁護士事務所・弁護士（一審）
被告・被控訴人Ｙ：貴陽泰華私営編織機経営部
訴訟代理人：禹小東、貴州省経済弁護士事務所・弁護士
訴訟代理人：陳朝華、貴州省経済弁護士事務所・弁護士
（一審）受訴法院と判決年月日：一審：貴州省貴陽市中級人民法院、1992年12月３日。

【事実の概要】

Ｙは、新聞でスイス製「PASSAP：S型」高性能セーター編み機を販売することを広告したところ、Ｘらはそれをみて購入を申し込んだ。Ｘらは付属の取扱説明書通りに操作しても、広告で紹介されている機能が実現できなかった。Ｘらは被告が販売するセーター編み機は欠陥商品であり、誇張した広告という詐欺的販売方法でＸらを騙し、Ｘらの精神的被害、経済的被害をもたらしたと主張した。それに対して、Ｙは広告は真実であり、詐欺ではなく、さまざまな機能が実現できないのは、技術的故障にすぎないと主張した。

【原告の請求】

Ｘらは、（１）ＸとＹの売買契約は無効。（２）売買代金返還。（３）Ｘらに慰謝料として2,060,090元を支払うことを求めた。

【判旨】

民法通則４条、５条、６条、50条、58条、85条、88条１項（一）（四）、122条、民事訴訟法55条３項、４項に従い、（１）Ｘらの請求をすべて棄却。（２）ＹはＸらのために、無料の七日間育成訓練講習会を開講せよ、（３）Ｙは編み機の詳細な取扱説明書をＸらに配布せよ。

【判決理由】

合法的な物品売買は法律によって保護される。Ｙが販売するセーター編み機に関する広告は販売促進のために、性能について若干誇張した行為は正当ではないが、しかし、詐欺までにあたらない。本件編み機に関する輸入手続が完備し正当であり、中国銀行が出したLC（信用状）の受益者はスイスマダガ社であるため、本件編み機が輸入品であることは

事実と認定される。したがって、Xらは本件編み機が偽物であると主張したが、法院はそれを支持しない。YがXに提供した編み機取扱説明書は、随所に機械の実際状況と異なる記載があり、Xらに不便をもたらしたことは否めない。ゆえに、一定の民事責任と一部の訴訟費用を負担すべきである。

（二審）受訴法院と判決年月日：貴州省高級人民法院、1994年2月16日。

【上訴理由】

Xらの一部が上訴し[63]、請求は一審と同様である。Yは以下付帯上訴を提起した。（1）（控訴人を呼びかける）公告費について、当事者の訴訟過失割合によって分担すること[64]、（2）Xらに、一審においてXらが申請した財産保全によるYの損失に対する賠償を求めた。

【判旨】

民事訴訟法13条、55条2項3項4項、64条1項、129条、153条1項（一）、155条、157条に従い、上訴棄却。

【判決理由】

Xらが、Yの誇張された広告によって、編み機を販売したことが詐欺にあたるとする主張は事実がなく法的根拠がないため、認定しない。取扱説明書には編み機と不一致な内容があり、Xらに不便を感じさせたのは事実であるが、後にYが配った新版の取扱説明書によって当該問題はすでに解決された。Xらは編み機が偽物と主張するが、スイスマダガ社はYが販売する編み機がすべて自社の製品であると証明した。Xらは編み機が欠陥商品であると主張するが、裁判官の主宰で行なわれたデモンストレーションでは、すべての性能が実現された。したがって、Xらの主張はいずれも支持できない[65]。

【コメント】

---

[63] 上訴提起時は、控訴人者の確定ができなかったが、法院は「貴州日報」に裁判に関する公告を載せたのち、111人が集まった。

[64] Yはなぜこの反訴を提起したのが不明である。その理由について、Xらは訴訟内外のどこかでYに広告費の支払いを求めたと推測される。

[65] 訴訟の途中では29名の控訴人がYと和解が成立し、ほか25名は取下げを申請したところ、法院はそれを許可した。28名の当事者は出頭しなかったため、取下げと見なした。

本件訴訟は「当事者の請求をすべて棄却」としながらも、Yに「育成訓練講習会を開講」と「取扱説明書の配布」を判決にて命じたのは、当事者の請求が法院の審理を拘束しないことを示すには格好な裁判例である。

法院の狙いは、別訴防止と考えられるが、弱者救済のためでもあったといえる。法律の知識が乏しい一般人による訴訟であればともかく、本件訴訟は、多数の弁護士が参加する消費者集団訴訟である。すなわち、弁護士が参加する訴訟でも、法院は当事者の請求に拘束されることがないといえる。

（5）医療過誤による損害賠償請求に対して法院が原告の請求をすべて棄却したうえ被告に経済補償と精神補償を命じた裁判例

【事例16】[66]

原告・控訴人X：叢劉青

被告・被控訴人Y：南京市鼓楼病院

（一審）受訴法院と判決年月日：南京市鼓楼区人民法院、2000年10月２日。

【事実の概要】

Xは乳房にしこりがあることに気づき、1997年９月18日にYを受診した。９月23日にYはカンファレンスを通して、Xは乳ガンである可能性を排除できないとして、穿刺による検査が必要であるとXに説明した。施術に際し、Xとその家族にインフォームド・コンセントを行った。穿刺の結果、悪性腫瘍であることを判断し、YはXとその家族に「右乳房改良根治術」をする必要があると説明したところ、Xとその家族はこれに同意した。手術を無事に終え、Xは10月６日に退院した。後に、Xの病理医が切除したXの組織を検査したところ、悪性腫瘍ではなく、悪性果粒細胞筋芽腫であることが判明した。Xはこれを知り、Yの治療には重大な過失があるとして、南京市鼓楼区医療事故鑑定委員会に鑑定を求めた。南京市鼓楼区医療事故鑑定委員会は、悪性果粒細胞筋芽腫とはレアケースであるため、鑑別ができなかったのはやむを得ないとして、

[66]『法院案例選〔2001年４輯〕』122－133頁。

医療過誤に当たらないという鑑定を下した。Ｘはさらに南京市医療事故鑑定委員会に鑑定を依頼した。南京市医療事故鑑定委員会は、悪性果粒細胞筋芽腫は、世界中の症例報告は36例しかないレアケースであるとして、Ｙがそれを鑑別できなかったのは過失に当たらず、本件手術は医療事故に当たらないという鑑定を下した。そこで、1999年６月29日Ｘは訴訟を提起した。

【原告の請求】

Ｘは、Ｙの誤診により右乳房が全切除され、肉体的、精神的に耐えがたい苦痛を与えられたとして、（１）経済損失として245,405.90元を、（２）慰謝料として20万元の支払いを求めた。

【判旨】

民法通則98条、106条１項、２項に従い、（１）Ｘの請求をすべて棄却。（２）Ｙは判決の効力が発して３日以内に、経済補償として１万元、精神補償として１万元を支払え。

【判決理由】

法院は、北京腫瘍病院に鑑別を依頼した結果とＹが提出した国内腫瘍医学の権威である上海医科大学腫瘍病院張仁元教授の意見書により、本件病症はレアケースであることを認定した。また、Ｙが術前に十分に検査を行い、症例検討会を開いたことから、法院はＹが注意義務を果たしたと認定した。そのほか、検査する段階、施術する段階においていずれもＸとその家族に対して説明義務を果たした。加えて術後管理も適切であり、Ｙは違法もなければ、過失も存在しない。さらに、切除した組織に関する検査で判明した事実（乳ガンでない）も正直にＸに伝えた。以上により、法院は本件手術についてＹには責任がないと認定する。とはいえ、Ｘが受ける苦痛はＹの医学認識の限界により由来するものであると同時に、（Ｘの苦痛は）Ｙの治療とは客観的因果関係があるが故（Ｙが）Ｘに一定の経済、精神上の補償を与えるべきである。

（二審）受訴法院と判決年月日：南京市中級人民法院、2001年１月13日。

【上訴理由】

Ｘは原審判決がＹの主張を全面的に認定したのは納得が出来ないとし、（１）原審取消、（２）一審時と同様の請求を求めた。Ｙは以下のように付帯上訴を提起した。原審判決は事実認定は正確であるが、法律適

用が誤っているとして、原審判決（１）の維持と、原審判決（２）の破棄を求めた。なお、二審期間中にＹは原審判決を受け入れる意思表示をした[67]。

【判旨】

民法通則98条、132条、民事訴訟法153条１項（一）に従い、Ｘの上訴を棄却、原審維持。

【判決理由】

法院は、悪性果粒細胞筋芽腫はレアケースであるため、Ｙに検査によって正確な判断を求めるのは酷である。鑑別がきわめて困難であるゆえに、Ｙが根治術を選択したのはやむを得ない。しかし、公平原則から考慮すれば、ＹはＸに一定の補償を与える判決をしてもよい。Ｘの上訴理由は成立しないため、支持しない。原審の法律適用は誤りがあったが、Ｙは二審審理中に原審判決のＸに２万元を補償することを受け入れる表明をしたため、原審維持とする。

【コメント】

本件訴訟は【事例15】と同様に、当事者の請求をすべて棄却したうえ、法院の独自の判断によってＹに補償を命じたのは、明らかに当事者の請求を逸脱している。法院の狙いは、特に一審では弱者である患者の救済であったといえる。

そのほかに、本件訴訟は当事者の処分原則に対する意識の薄さを表わしている。つまり、上訴審ではＹは原審判決の処分権の問題を指摘さえすれば容易に訴訟目的が達成される。しかし、Ｙは一審法院が「法律適用が誤っている」ことを理由にしているものの、処分権の問題を争点にしなかった点では、処分権に関するＹの意識の薄さが窺える。

４　小括

本節では、処分権の内容の一つである「法院審理の範囲は当事者の請求に拘束される」ことに関して、判例を通して中国の裁判実務における運用をみてきた。取り上げた16の裁判例では、いずれも法院が当事者の

[67] Ｙによる原審判決の受け入れ表明とは、どのような訴訟行為なのか不明であるが、付帯上訴取下げと理解して差し支えないのではなかろうか。

請求に拘束されることなく判決しているが、同時にいずれも当事者の処分権は問題とされていない。法院は当事者の請求をすべて棄却したのちに、新たに自ら項目を立ち上げて判決した【事例15】と【事例16】は最も特徴的であろう。

当事者の請求を超えて判決した理由ないし狙いについて、主に別訴防止のためであり、その背後にある意識とは、【事例13】で示されている「紛争の抜本的解決をするため」であると思われる。その理由についてさしあたり以下のようにさらに細分することができよう。すなわち、①「事実求是」、つまり実体的事実に基づく判決をめざしたため[68]、②法律適用よりも［合情合理（情に適い、理に適う）］をめざしたため[69]、③国家、集団の利益の保護をめざしたため[70]、④当事者双方の実際の経済利益を考慮し調整を図ったため[71]、⑤別訴防止をめざしたため[72]、⑥執行が順調に行なわれるように配慮したため[73]、⑦判決の社会効果をめざしたため[74]、⑧（判決した後の）紛争激化の防止をめざしたため[75]、⑨法院が当事者のためにおせっかいしたためである[76]。

以上のように、中国の裁判では対象当事者の請求に限定し、それについて法的判断を下すだけでは満足せず、法律以外の価値も取り入れ、執行などの事項まで視野に入れて当事者に対する真正なる救済と紛争の根こそぎ処理をめざしていると言える。また、法院は判決の社会に与える影響まで考慮し、すなわち、当事者と直接関係しない利益の実現まで意識していることが注目に値する。法院は、裁判において、以上のことの実現をも自らの任務であると理解すれば、審理は当然当事者の請求に拘

[68] 【事例１】、【事例２】、【事例３】、【事例５】、【事例７】、【事例10】、【事例11】である。
[69] 【事例３】、【事例４】、【事例５】である。
[70] 【事例６】、【事例７】である。
[71] 【事例13】である。
[72] 【事例１】、【事例２】、【事例３】、【事例４】、【事例５】、【事例７】である。
[73] 【事例４】、【事例７】、【事例８】である。
[74] 【事例12】である。
[75] 【事例12】である。
[76] 【事例４】、【事例13】である。

束されず、当事者の処分権が無視される。

中国では、当事者の請求に法院が過度に介入する根拠の一つとは、当事者は法律知識が乏しいため、法院はそれを補わなければならないと考えられている。しかし、紹介した裁判例では、弁護士が参加した訴訟でも、なお法院が当事者の請求を拡張ないし無視しているし、かつ弁護士はそれについて異議も唱えていない。すなわち、①法院による当事者請求の拡張は、弁護士が訴訟参加するか否かとは関係しない、②弁護士は判決が請求を超えて下されたことを問題視していない、と言えよう。

第３節　当事者の処分権に対する制限を否定した裁判例

以上では、当事者の処分権が制限された裁判例を取り上げたが、以下、比較的に最近に出された当事者の処分権に対する制限を否定した裁判例を紹介する。

１　法院は原告の請求より被告にもっと高い賠償金額を命じることができると表明しながら原告の処分権を尊重するとし原告の請求金額に従い判決した裁判例

【事例17】[77]

原告Ｘ：四川省高級人民法院

被告Ｙ：范萍

受訴法院と判決年月日：（四川省成都市）青羊区人民法院、2000年８月29日。

【事実の概要】

Ｘは「大陸美髪（美容室）」を経営するＹとの間に、Ｘが所有する本件不動産（店舗）をＹに賃貸する下記契約を締結した。賃貸期間は1998年１月１日より1998年12月30日まで、賃貸料は毎月3,000元、賃貸期間中にＹはＸに水道電気料金を支払い、ＹがＸの許可を受けずに他人に本件不動産を貸してはならないことを約した。ところが1998年５月31日にＹはＸの許可を得ずに、訴外Ａに本件不動産を又貸しした。ま

[77]『法院案例選〔2002年１輯〕』105－114頁。

た、10月よりＹによる賃貸料の支払いが途絶えた。

【当事者の請求】

ＸがＹに賃貸料、電気水道費、違約費として、23,940元の支払いを求めた。

【判旨】

民法通則84条、85条、106条、134条１項７に従い、判決の効力が発してから15日以内にＹがＸに、賃貸料として9,000元、賃貸料損失として6,000元、違約金と滞納費として7,815元、計22,815元を支払え。

【コメント】

本件訴訟のＸの請求について、どの項目でどのように請求したのかを詳細に記述していないため、当事者の請求と判決の関係を明らかにできない。しかし、判決理由には以下のような記述があった。「Ｘが主張する違約金と滞納金は合計7,815元であり、Ｙが支払うべき金額よりは少ないが、これはＸが法律に基づき自分の民事権利を処分する行為であるがゆえに、法院はこれを許す」[78]。本件判決は、法院は当事者の処分権を尊重した裁判例として位置づけることができる。

しかし、法院の判決が当事者の請求に拘束されたことについて、判決理由においてそれを特筆していることからして、当事者の請求内容に法院の判決の範囲が拘束された事例はむしろ稀であることが窺える[79]。

---

[78]『法院案例選〔2002年１輯〕』107頁。

[79] 法院が当事者の主張にしたがい、かつ判決理由において当事者の処分権を尊重したことを書き記した事例はほかにも二つがあった。【不法行為損害賠償の事例（『法院案例選〔2002年４輯〕172－178頁』）】：Ｘ（運輸業）が運転するトラックが交通事故に巻き込まれ、（事故車を避けるために）道路の脇にある溝に側転し、トラックの側面が破損した。ＸはＹら（交通事故救助業者）にトラックの引き上げを依頼したどころ、Ｙらによる作業では牽引用のケーブルの設置が誤り、つるし上げられたトラックがヘッドから二度も地面に落ちたため、トラックのヘッド部分が破損した。ＸはＹにトラックヘッド部分の修理代30,000元を求めて提訴した。法院は「Ｙらの行為によるＸの損失は42,940元である。ＸはＹらに３万元しか請求しないのは、Ｘの自らの民事権利を法律に基づいて処分する行為である。Ｘの訴訟請求について、法院はそれを支持する」（同上174頁）。【死亡賠償金の事例（『法院案例選〔2005年４輯〕』141－147頁）】：Ｘらの息子であるＡは、Y1に雇われY1が所有する漁船に乗り込み海

2　物件回復請求による妨害排除請求に対して経済的補償を命じた一審判決について上訴審では原告の請求を逸脱したとして一審判決を改めた裁判例

【事例18】[80]

原告・控訴人Ｘ：張雪珍

被告・被控訴人Ｙ：史中賢

（一審）受訴法院と判決年月日：鞏義市人民法院、判決年月日不明。

【事実の概要】

ＸとＹが請負った農地は隣接する。2002年３月にＹは境界線からＸ側寄りに幅7.15メートル深さ８メートルの溝を掘った。溝がＸの土地に58.41平方メートル食い込むこととなった。

【当事者の請求】

Ｘは原状回復を請求した。

【判旨】

土地（管理）法13条に従い、（１）Ｙが占用したＸの土地58.41平方メートルについて、Ｙに管理に使用させる、（２）Ｙは毎年Ｘに小麦44斤を基準（土地58.41平方メートルの平均収穫量）にＸの損害賠償を支払え。

【判決理由】

Ｙが掘った溝は広くてかつ深いため、Ｘの要求に基づき原状回復するのは非現実的である。したがって、法院は、Ｙが占用した土地58.41平方メートルをＹに使用させ、Ｙが Ｘの損害を補償するように判決する。

（二審）受訴法院と判決年月日：鄭州市中級人民法院、判決年月日不明

に出たどころ、漁船が転覆しＡとY1が行方不明となった。Ｘらが Y1（失踪中）とその妻である Y2に対して、Ａの死亡賠償金を求めて提訴した。法院は判決の中において「死亡賠償金は受理法院所在地の前年度の都市部住民の平均可処分所得または農村住民の純収入を基準として、それぞれその20年分で算出する。遼寧省統計局が公布した2003年度の農村住民の平均収入は2,934元である。（したがってＸらが請求できる金額は58,680（2,934元×20年）元である）。Ｘらは Ｙらに30,000元しか死亡賠償金を求めないのは、法律の規定範囲内において自己の権利の処分であるために、法院はそれを支持する」（同上143頁）。

[80]『法院判例選〔2004年民事専門輯〕』335－340頁。受訴法院：一審：鞏義市人民法院、判決年月日は不明。二審：鄭州市中級人民法院、判決年月日は不明。

【当事者の請求】

Ｘは（１）原審判決取消、（２）土地の原状回復、（３）Ｙが一審二審の訴訟費用を負担するように請求した。Ｙは原審判決の維持、上訴棄却を求めた。

【判旨】

土地管理法13条、42条、民法通則80条、117条、民事訴訟法153条１項に従い、（１）原審判決取消、（２）ＹはＸの土地対する侵害を停止せよ、かつ判決の効力が発して30日以内に本件土地を原状回復せよ。

【判決理由】

原審の事実認定は誤っている。（１）原審は「Ｙが掘った溝は広くてかつ深いため、Ｘの要求に基づき原状回復するのは非現実的である」とするが、しかし、何が現実的、何が非現実的であろうか？現在の状況では、Ｙは本件土地の原状回復には十分以上の能力を有する。（２）原審判決の「ＹがＸの土地58.41平方メートルについて、Ｙが管理し使用する」は完全に誤っている。本件土地の使用権はＸにあり、ＹがＸの損害を賠償するのはＹに対する懲罰であり、土地の使用権を変更・譲渡の方法ではない。原審判決は完全にＸの合法的土地使用権を侵害した。

【コメント】

原告（控訴人）の請求に対する原審と二審の判決内容は〔表９〕によって示される。原審取消しの理由について二審の判決理由では処分権について触れていないが、判例評釈では以下の指摘があった[81]。「人民法院は当事者の訴訟請求にしたがい、不法行為が成立するかまたは不法行為責任を負うべきかについて判決すべきであり、職権を超えて権利主体を変更して判決すべきでない。原審が被害者の耕地の使用権を加害者に変更することは、明らかに（法院の）権限を越えている」[82]。つまり、評釈者は法院が当事者による不法行為責任の訴えを使用権変更の訴えに変更し

[81] 本件判例評釈したのは、二審法院の裁判官である。担当裁判官であるか否かは不明である。

[82]『法院判例選〔2004年民事専門輯〕』339頁。

た点に問題があると指摘する[83]。文言上こそ当事者の処分権を援用していないが、法院が当事者の請求を無視し自ら請求原因を変えることが「法院の職権を超える」と指摘したことは、当事者の処分権尊重した証拠であるといえよう。

〔表９〕当事者の請求と判決

	一　審		二　審		
	Ｘの請求	判決	Ｘの請求	Ｙの請求	判決
本件土地	原状回復	本件土地の使用権はＹに変更	（1）原審判決取消、（2）土地の原状回復、（3）Ｙが一審二審の訴訟費用負担	原審判決の維持、上訴棄却。	（1）原審判決取消（2）土地原状回復
損害補償		Ｙが Ｘ に毎年小麦44斤を基準に損害を賠償せよ			

３　法院が当事者が望まないプロテストについて当事者の処分権を侵害するとして法廷を開かなかった事例

【事例19】[84]

【裁判要点】

人民法院が検察院民事プロテスト申請を受けた後、調査によって紛争

[83] 不法行為と物件的請求権について、中国法では混同している。よって、本件は日本法に則していえば、「不法行為の訴えを使用権変更の訴えに変更した」のではない。「妨害排除請求をしたところ、それを認めず、経済的補償を命じた」である。また、原文にしたがい「土地の使用権」という表現を用いているが、しかし、そもそもこの土地は農地に設定された請負経営権であり、「土地の占用権」という表現がもっと相応しいであろう。

[84] 最高人民法院指導案例７号。最高人民法院は2010年11月26日に「案例指導業務に関する規定」を公布し、案例指導制度を正式に確立させた。本件訴訟はその規定に基づき、最高人民法院が指定した第７号判例である（2012年４月９日公布）。なお、最高法院案例指導業務の詳細について、徐行・前掲注13、90頁以下参照されたい。公布される指導性案例の様式の紹介もあわせ、本件訴訟は最高裁が公布した書面を全文翻訳する。

がすでに解決し、当事者がプロテストの取下げを申請し、かつ原審判決が国家の利益、社会公共の利益、あるいは第三者の利益を損害しない場合は、法律に依ってプロテストによる再審を行わないと裁定すべきである。すでに再審開始を裁定した場合は、法律に依って再審を終結する裁定を行うべきである。

【関連条文】

民事訴訟法140条１項11。

【案件の基本状況】

2009年６月15日に、黒竜江省牡丹江市華隆房地産開発有限責任公司（以下、華隆公司と略す）は、牡丹江市宏閣建築有限公司（以下、宏閣公司と略す）と張継増氏との間に起きた建設施工契約紛争に対する黒竜江省最高人民法院の判決を不服として最高人民法院に対して再審を請求した。これを受けて、最高人民法院は同年12月８日に審判監督手続にて本件訴訟を再審する裁定を下した。最高人民法院の民事審判第一庭が本件訴訟を再審中、華隆公司は当事者間に和解ができかつ履行済みであることを理由に、再審取下げを申請した。最高人民法院が審査した後に、2010年12月15日に取下げを許可する裁定を下し、再審の取下げを認めた。

しかし、華隆公司は、法院に再審を申請した同時に、検察院にプロテストの申請も行った。2010年11月12日に、最高人民検察院がプロテストの申請を受理した後に、審判監督手続にて本件訴訟についてプロテストを発動することを決定した。2011年３月９日に、最高人民法院立案第一庭が最高人民検察院のプロテストを受け、立案登録を行った後に、11日に審理のために審判監督庭に移送した。移送を受けた最高人民法院審判監督庭は審査したところ、（上記のように）華隆公司が本件訴訟について再審を申請したが、すでに（当事者が訴えの取下げし）紛争が解決したことが判明した。かつ、検察院のプロテスト理由と（華隆公司が主張した）再審理由とは基本的に同様であるために、最高人民法院は最高人民検察院にプロテストを撤回するように連絡した。しかし、最高人民検察院がプロテストの撤回に同意しなかった。最高人民法院が華隆公司と連絡したところ、華隆公司はプロテスト案件についてすでに当事者間に和解ができかつ和解案が履行されたこと、紛争がすでに解決したことを理由に、同年４月13日に再び最高人民法院に（最高人民検察院のプロテ

ストによる訴訟に関する）取下げの申請書を提出した。

【終局結果】

最高人民法院は2011年７月６日に、本件訴訟の審査が終結する裁定を下した。

【理由】

（本件について）最高人民法院は以下のように認識した。人民検察院のプロテストによる再審と、人民法院が当事者の申請に基づく再審では、再審期間中に当事者間に和解ができかつ履行が完了した場合、または当事者が再審の取下げを申請した場合は、国家の利益と社会の利益への侵害がなければ、当事者の法定範囲内の本人の合法的権利を自由に処分する権利を尊重かつ保護するために、訴訟の法律効果と社会効果の統一を実現するために、社会の和諧を促進するために、人民法院は「民事訴訟法の審判監督手続に関する若干問題の解釈」第30条の規定に基づき、再審訴訟の終結を裁定すべきである。

本件訴訟では、華隆公司は原審法院の判決に不服で、最高人民法院に再審を申請すると同時に、検察機関にプロテストの要請も行った。本院が審理期間中に、当事者間において和解が成立し、本法院に再審の取下げを申請した。当事者は法律の規定範囲内において自己の民事権利利益と訴訟権利を処分することができ、その訴えの取下げの意志が真実であったので、（法院は）再審の取下げを許可する裁定を下した。本件訴訟の当事者間の紛争はすでに解決ができ、かつ本件訴訟は国家の利益、社会公共利益あるいは第三者の利益に及ぶことがなく、したがって検察機関のプロテストの基礎はすでに存在しないがゆえに、本件訴訟はプロテスト手続に基づき再審を開始させる必要がなくなり、法律に依って本件訴訟が終結するように裁定すべきである。

【コメント】

本件訴訟は、一見、当事者の訴えの取下げによって審理が終結するか否かが問題となっている。しかし、当事者がすでに再審を取下げにも関わらず、検察がプロテストを発動した場合の法院の判断に注目すれば、当事者の処分権について、法院の意識変化を物語る画期的な事例であるといえよう。本来ならば、検察院によるプロテストは人民法院の審判を監督する手続であり、仮に当事者が請求していない場合でも、検察が自

ら開始ができ、かつ法院がそれにしたがい裁判を開始しなければならない強力な措置である。本件では、当事者が望まないプロテストは、当事者の処分権侵害として法廷を開かずに、結審と裁定したのは、むしろ法院が当事者の処分権を広く認める格好な事例であろう。

４　小括

第三節では、当事者の処分権の制限を否定する裁判例をまとめてみた。以下では、第一、二節で取り上げた裁判例との比較において、三節で紹介された裁判例の位置づけを試みる。

第一節で紹介した【事例８】や【事例９】などでは、法院は当事者が受ける損害について、徹底的な調べによって実際の額を算定し、当事者がそれより少ない請求をしているにもかかわらず、法院は、実際の被害額に基づく損害賠償を命じている。それに対して、【事例17】では、法院は実際の被害額がもっと高いと知りながら、当事者の請求額にしたがい判決している。その理由について、法院は「当事者が民事権利と訴訟権利を処分する権利がある」と挙げたことから判断して、法院は当事者の処分権を認めた事例として位置づけすることができる。

第二節で紹介した裁判例の中では、【事例12】や【事例13】などのように多くの場合は法院が勝手に当事者の請求原因を変えて判決している。これに対して【事例18】では、一審こそ法院が勝手に当事者の請求原因を変えて判決していたが、二審においてそのような判決は「法院の職権を超えている」として、判決を改めた点は注目に値する。すなわち、この裁判例は、法院は、請求原因を決めるのは当事者であり、法院が恣意的にそれを変えることは許されないと当事者の処分権を意識した裁判例である。

訴訟における当事者の処分権に対する法院の意識変容をもっともよく示したのは2011年の【事例19】である。2002年の【事例１】では当事者間に和解ができ、当事者が取下げを求めているにもかかわらず、検察によるプロテストで法廷を開いたのを比べれば、その違いは一目瞭然であろう。検察によるプロテストは強力な裁判監督手続であるが、法院が当事者の処分権を尊重することを理由に実質上プロテストを拒否し、かつそのような裁判例を最高人民法院が指導性案例と指定したことは、最高

人民法院には当事者の処分権を認めようとする動きがある理解して差し支えないであろう。

第４節　実体法の規定に起因する請求範囲から逸脱した裁判例

前節では裁判の範囲が当事者の請求に限定されていない実務の実態を実例により示してきた。しかし、この現象は実は実体法の規定のあり方により必然的にもたされているという場合がある。以下では、実体法規定のあり方により裁判対象が当事者の請求に限定されずに、法院の職権により拡大される事例を取り上げる。

１　「職権的財産帰属」裁判例（民法通則134条３項）

実体法がそもそも当事者の請求を前提とせずにされることを予定している代表例として、以下の民法通則134条３項がある。「人民法院は民事事件の審理において、上記の規定を適用するほか、さらに、訓戒を与え、悔い改めの誓約書を書くことを命じ、又は不法な活動に用いられた財物と不法所得を法院に帰属させる〔収繳〕ことができ、かつ法律の規定に基づき過料又は拘留を科することができる」。本条によれば、法院は民事訴訟において、当事者の請求を待つことなく、民事訴訟の当事者に訓戒を与えたり、悔い改めの誓約書書くことを命じたり、不法活動に用いた財物や不法所得の法院への帰属を命ずることができるのである。これは民事訴訟における当事者の主張についての判断とは別に法院独自の判断で発動されるもので、民事訴訟の範囲すら逸脱するものである。以下、適用した事例を挙げる。

【事例20】[85]
原告Ｘ：王宏波〔農業従事者〕

[85] 呉逸寧「中国の民事訴訟における「職権的財産帰属命令」の運用と機能――日中比較法の視点を通じて」北大法政ジャーナル第19号（2013）15-16頁。「王洪波與楊桂峰」河南省登封市人民法院（2007）登民一初字第854号判決、裁判年月日2008年９月10日、出所：北大法意。

被告Ｙ：楊桂鋒〔農業従事者〕
受訴法院と判決年月日：河南省登封市人民法院、2008年９月10日。
【事実の概要】
2004年、ＸとＹは以下土地賃貸借契約を締結した。Ｘは自己が請け負った責任田[86]5.5畝をＹに賃貸する。責任田5.5畝の賃料は１年当たり2,750元とし、期間は10年と約定した。本件契約が締結された後、Ｙは賃借した責任田に工場を建てたが、Ｙは約束通りＸに2,750元の賃借料を毎年支払っていた（2004年～ 2007年の４年間で合わせて11,000元の賃借料をＸに支払った）。2007年、Ｘは、Ｙが無断で携帯電話会社「中国移動」に本件責任田にトランスミッターを建てさせたことを発見した。ＸはＹに①賃貸借契約は無効である、②ＹはＸの責任田にある工場とトランスミッターを撤去せよ、③ＹはＸの経済的な損失8,100元を賠償することを求めて提訴した。
これに対して、Ｙは、①Ｘの責任田は集団所有であり、Ｘは責任田の使用権を賃貸する権利がないから、ＸはＹに11,000元の賃料を返還せよ、②ＸはＹの経済的な損失60,000元を賠償せよと反訴を提起した。
【判旨】
農村土地請負法８条、契約法52条に従い、（１）Ｘの①と②の請求を認容し、③の請求を棄却する。契約法59条、民法通則134条３項に従い、（２）ＸがＹから受領した賃料11,000元を法院に帰属させる（別に民事制裁決定書を作成する）。（３）Ｙは召喚状により召喚されたにもかかわらず、正当な理由なくして出廷を拒絶したため、Ｙの反訴を取下げたとみなす。
【コメント】
本件訴訟の判決（２）の部分は、当事者が請求していない。このように、実体法を根拠に民事裁判においては、法院は職権によって当事者の財産を法院に帰属させるように命じることができる。この制度を発動する要件は本件訴訟でわかるように、契約が国家、集団の利益など公共の

[86] 責任田とは、農民が集団から１戸ごとに請け負った耕地のことである。農民は責任田を使用できるにとどまり、責任田を売買することはできない。責任田の土地所有権は、集団に属する。

利益を害すると判断されることであり、裁判の範囲は当事者の請求に拘束されない。公共の利益を侵害したか否かの審査も法院の任務であるとすれば、当然法院の判決は当事者の請求に限定されることはなかろう。

この「財産帰属命令」についてはもっと極端な裁判例がある[87]。Ｙは Ｘより2,000元を借りタバコの販売資金に充てた。Ｘが返済を催促したがＹが応じなかったため、Ｘが返済を求めて提訴した。法院は、Ｙにはたばこの販売許可がないことを理由に、代金である2,000元を法院に帰属させた上で、無許可販売したＹとその資金を提供したＸにそれぞれ50元の過料を科したというものである。日本法の場合は、不法原因給付として当事者の請求を門前払いすることとなるであろう。日本の裁判所の消極的な姿勢に対して、中国の法院はきわめて積極的であることが分かる。

２　離婚における生活困難者に対する経済支援の裁判例（婚姻法42条）

婚姻法42条には以下のように離婚訴訟において一方から他方へ経済的給付を命じる規定がある。「離婚時、一方が生活困難であるときに、もう一方は適切な経済援助を与えるべきである。具体的には双方が協議するが、協議が成立しない場合、法院が判決する」。離婚後の経済的給付は当事者の請求をまつまでもなく、法院が職権で必要性を認めればこれを命じることができるとされているのである。以下、具体的な適用事例を示す。

【事例21】[88]
【事実の概要】
原告・控訴人Ｘ：胡学元（夫）
被告・被控訴人Ｙ：瀋蕾（妻）
（一審）受訴法院と判決年月日：雲南省昆明市五華区人民法院、1998年12月４日。
（二審）受訴法院と判決年月日：雲南省昆明市中級人民法院、1999年３

[87]『中国審判案例要覧〔1993年〕』549－551頁。
[88]『中国審判案例要覧〔2000年〕』１～３頁。

月２日。

1997年11月にＸとＹは知り合い、1998年７月９日に合意により結婚をした。婚姻届を出す直前に、二人は夫婦財産契約を交わし、互いの財産や離婚する際のことについて契約を交わした。その内容は以下通りである。「知り合う前に各自所有していた財産はそれぞれ各自の所有とし、万が一婚姻が破綻した場合、財産分与は本契約の定めに従う」、Ｙは「結婚前に仕事を辞め、現に収入がない状況であるため、今後の生活に困ることがないようにＸが20万元（またはそれに相等する住居一つ）をＹに与えること」を約束した。また、「20万元は暫くＸが預かり、結婚後、もしＹが離婚を申し出、またはその他の事情があった場合、この金はＹのものとはせず、逆にＸが離婚を申し出、またはその他の事情があった場合、この金はＹの所有とする」。結婚して間もなく、二人は年齢差、性格の相違などの擦れ違いにより夫婦の関係にヒビが入り、Ｘが離婚および財産返還訴訟を提起した。

これに対して、ＹはＸの財産をもらったことがないと主張すると同時に、結婚前に交わした財産契約に従って20万元を支払うよう反訴した。

原審では、婚前に交わした契約は二人の真意により作成したものであるとし、その効力を認めた上で、婚姻法25条、33条、民事訴訟法109条に従い、ＸとＹの離婚を認め、同時にＸがＹに20万元を支払えと命じた。財産返還請求についてＸが証拠を出せなかったので、棄却した。

Ｘは以下のことを理由に上訴した。本婚前契約は一種の条件付の贈与行為であり、ＸまたはＹの離婚申込みが契約の成立条件となっているとした上で、これは離婚の自由を制限し、婚姻の名目で財産を奪い取ろうとする行為である。したがって本件契約は法律に違反するため、無効にするべきである。また、贈与の目的物はＸが預かっているため、贈与関係も成立しない。

【判旨】

婚姻法25条２項、42条に従い、（１）離婚を認める（原審判決維持）。（２）ＸがＹに支払う20万元について無効。（３）Ｙに対し２万元の経済援助をせよ。

【コメント】

判決の（３）の部分は当事者が請求していないものである。これは上

記婚姻法42条の規定に起因するものであろう。契約上の請求を認めなかった代わりに、婚姻法を根拠に職権により生活援助を命じたのである。離婚時の生活補助給付は当事者の請求なくても、法院は職権で命じることができるのである。さらに、この２万元という金額もまったく法院による職権的判断による。

３　公平責任の裁判例（民法通則132条）

中国の不法行為法には過失責任とは別に公平責任と呼ばれる原理がある。具体的には民法通則132条、不法行為責任法24条などに規定され、故意過失がない場合でも一定の給付を命じることができる場合がある。たとえば、民法通則132条は以下のように規定する。「当事者に損害の発生に対しいずれも故意或いは過失がないときは、実際の状況に基づいて、当事者が民事責任を分担する」。または、不法行為責任法24条では以下のように規定する。「発生した損害に対して被害者と行為者のいずれも故意或いは過失がない場合は、実際状況に基づいて双方が損失を分担する」となっている。この民事責任の分担や損失の分担は、当事者がそれを請求することを必ずしも前提としていないと考えられる。以下、具体的な事例で示す。

【事例22】[89]
原告・被控訴人 X1：閻国強（夫）
原告・被控訴人 X2：楊静（妻）
訴訟代理人：海唯実、中国人民解放軍総政治部直属法律顧問処・弁護士
被告・控訴人 Y：北京市海淀区婦幼保健院
訴訟代理人：祁咏欣、北京市見誠弁護士事務所・弁護士
（一審）受訴法院と判決年月日：北京市海淀区人民法院、2003年７月１日。
（二審）受訴法院と判決年月日：北京市第一中級人民法院、2004年１月23日。

[89]『審判案例要覧〔2005年〕』339－347頁。

【事実の概要】

2002年２月21日に、X2が妊娠15週目でＹと検査および安全分娩を目的とする医師患者契約を結んだ。2002年７月23日に、X2が妊娠37＋３週目（まま）にＹに検査のために訪れた。胎児には酸素不足の兆候があったが、Ｙの医師はX2に家に帰ってから酸素を吸うこと、かつ翌日必ず受診するように指示した。７月25日にX2が自然分娩により胎児を産出したが、死産であった。2002年11月19日に北京市海淀区医学会による医療鑑定によれば、本件は医療事故ではないと認定された。

【当事者の請求】

Ｘらは死産の原因がＹによる医療過誤であるとし、（１）X2の医療費2,258.74元、（２）休業手当4,036元、（３）介護費4,800元、（４）入院食事手当120元、医療事故技術鑑定費3,000、（５）カルテコピー費61.30元、（６）慰謝料100,000元、計114,276.04元の損害賠償を求めた。

【判旨】

民法通則119条に従い、（１）ＹはＸに慰謝料として２万元を支払え、（２）ＹがＸに医療事故技術鑑定費3,000元、カルテコピー費61.30元を支払え。

【判決理由】

法院は、本件は医療事故でないとする北京市海淀区医学会医療鑑定を採用した。しかし、民法通則132では「当事者に損害の発生に対しいずれも故意或いは過失がないとき、実際の状況に基づいて、当事者が民事責任を分担する」と定めている。「『医療事故処理条例』の中では「医療事故に属しないものは、医療機構は賠償責任を負わない」と規定しているとはいえ、立法法によれば、法律の効力は行政法規、地方性法規、行政規則より高い。我が国の民法基本制度である民法通則は、その法律効力は医療事故処理条例より高い。民事法律基本原則にかかわる事件の審理では、法院は効力の高い民法通則を適用すべきである」[90]。

【コメント】

本件では、被告の医療行為には過失が存在しないとしながら、被告に慰謝料の支払いを命じ、皮肉にも被告の行為が医療事故に当たらないと

[90]『審判案例要覧〔2005年〕』342頁。

した鑑定費まで被告に負担させた。その法的根拠は、実体法である民法通則132条によって定められている公平原則である。公平原則とは、過失を要件とせず、過失要件が障碍になって救済が拒まれるということはない[91]。当事者双方の行為に過失がない場合に、法院が「実際の状況に基づいて」判決できるとすれば、当事者の訴訟における処分権を論じる余地もないことは明らかであろう。

4　当事者に過失がなくても賠償責任を課す裁判例（民法通則意見157条）

上述の公平責任とは、「当事者に損害の発生に対しいずれも故意或いは過失がないとき」の損失分担原則であるが、当事者以外に真の責任者がいることが明かであっても、当事者に責任を負わせることができる以下の司法解釈がある。「民法通則」徹底執行の若干問題に関する意見157条「当事者が損害の発生に対してともに過失がないが、当事者の一方が相手方の利益のために、あるいは共同の利益のために活動を行う過程の中で損害を受けた場合は、相手方または受益者に一定の経済補償を命じることができる」。

この司法解釈があれば、裁判官はむしろ法律関係に限定されず、恣意的に責任のない当事者に賠償を命じることができる。本件訴訟はまさにそれをあらわす裁判例であり、判決の理論構成を紹介するために、判決理由についてやや詳細に記載する。

【事例23】[92]
原告・控訴人 X1：李萍
原告・控訴人 X2：龔念

---

[91] チミット「中国社会の変容と不法行為法（4・完）」北大法学論集52（2）507頁。

[92]「李萍、龔念訴五月花公司人身傷害賠償糾紛案」中華人民最高法院公報2002年2期61－63頁。一審と二審の【事実の概要】や【判決理由】などの訳は、小口彦太「中国特色を有する民事裁判――違約責任も不法行為もないのに賠償を命ぜられた事例」早稲田法学87巻2号（2012年）103－126頁によるが、誤植の部分に関しては「最高法院公報」にしたがった。

訴訟代理人：劉蓋丘、広州華之傑弁護士事務所・弁護士
訴訟代理人：黄雄周、広州拱辰聯合弁護士事務所・弁護士
被告・被控訴人Ｙ：広州珠海経済特区五月花飲食有限公司
訴訟代理人：羅篠琦、曹宇瞳、広東省南方弁護士事務所・弁護士
（一審）受訴法院と判決年月日：広州珠海市中級人民法院、2000年９月１日。

【事実の概要】

1999年10月24日18頃に、Ｘらは子供Ｚを連れ友人とともに、Ｙが経営するレストランをおとずれた。レストランの店員に案内され、二階の個室の隣のテーブルに着席した。18時30分に個室に爆発がおき、爆破の破片に当ってX1とＺがただちに人事不省に陥り、X2も負傷した。後に、Ｚを病院に送り込み、X1も病院に搬送された。Ｚは両肺が爆発で外傷性窒息の状態になり、呼吸と循環機能が衰え、死亡した。X1は左上肢の神経血管の損傷、腹部の閉合性の損傷、失血性ショック、肺挫傷を被り、左上肢切断及び脾臓切除手術を受け、治療後２級障害の認定を受けた。X2は外耳に軽度の傷を負い、右背部に若干の傷を負った。

爆発は、レストランの店員が客のために「五糧液酒」の蓋を開けたときに生じた。酒瓶に偽装した爆発物は個室の中で食事をしようとした医師がもらった贈り物で、一時期、家に放置しておいたが、10月24日夕方、当該医師はこの「酒瓶」を個室に持ち込み、店員がその蓋を開けたときに爆発が生じた。この爆発物を製造し、それを医師に送った犯罪容疑者はすでに公安機関によって逮捕され、現在審理中である。

【当事者の請求】

Ｘらは、Ｙに（１）医療費、栄養費、介護費、交通費、義足取付費、障害生活補助費、後期継続治療費、障害賠償金、生育能力喪失賠償金、死亡賠償金、慰謝料など合計403万元を賠償し、（２）本件訴訟の全額訴訟費用を負担すること、を請求した。

【判旨】

民法通則106条１項、民事訴訟法64条１項に従い、（１）請求棄却、（２）訴訟費用は当事者らが共同負担。

【判決理由】

ＸらはＹの支配下にあるレストランにて食事をすることになり、Ｙ

との間で消費サービスの関係を形成し、Ｙにはｘらの人身の安全を保障する義務が発生した。Ｙがこの義務を尽くしたかどうかについては、当該レストラン業の性質、特色、要求及び対象等の要素を総合的に判断しなければならない。本件では、ｘらの人身障害とＺの死亡はＹのレストランで生じた。このたびの爆発は第三者による犯罪行為によって引き起こされたもので、Ｙ自身のサービス行為とは直接の因果関係がない。当時の環境のもとで、Ｙが合理的な注意を払っても、この爆発を予見することができず、客の人身の安全を保障する義務を尽くしていると理解するのが妥当である。

爆発が原告ｘらの人身障害とＺの死亡の必然的な原因をなした。ｘらは、店の板壁が基準に合致せず、これが安全の隠れた危険をなしたのであり、民事責任を負うべき考えた。板壁が基準に合致しなかったことは、ｘらとＺの負傷・死亡の条件に過ぎず、原因ではなく、それと損害事実の間には直接因果関係はなく、Ｙはこれにより権利侵害の損害賠償責任を負うことはできない。

消費者権利利益保護法22条１項は「経営者は、商品を正常に使用し、あるいはサービスを受け入れるという状況にもとで、その提供商品またはサービスについて本来有すべき品質、性質、用途、有効期限を保障しなければならない。但し、消費者が購買商品または受け入れたサービスにすでに瑕疵が存在することを知っていた場合は、この限りでない」と規定している。

Ｙはレストランの経営以外に、たばこ・酒類の経営権を有している。しかし、法律の規定によれば、彼らは自己の提供した商品に対して品質保証の責任を負うだけで、客がレストランに持ち込んだ商品に対してはこうした義務は負わない。このたびの爆発は、客が酒に偽造された爆発物をレストランに持ち込んだことによって引き起こされたものであり、Ｙが提供した商品、サービスとは関係ない。客が酒類をレストランに持ち込むのを認めているのは、客の要求であり、またレストラン業の慣行でもある。法律、法規及び営業規定はこれを禁止していない。Ｙは客が酒を持ち込んでレストランへの入店を禁止しなかったことに過失はない。消費者権利利益保護法11条、41条、42条の規定が意味しているのは、経営者が商品またはサービスを提供し、それにより消費者に負傷、死亡

をもたらした場合に負うべき責任のことである。Xらがこれらの規定を根拠にYの責任追求するのは妥当でない。

民法通則が規定する侵害による損害の際は、一般的権利侵害による損害と特殊な権利侵害による損害に分けられる。民法通則106条1項は「公民、法人が故意、過失によって国家、集団の財産を侵害し、他人の財産と人身を侵害したときは、民事責任を負わなければならない」と規定している。この規定からわかることは、一般的権利侵害による損害は、損害事実の客観的存在、権利侵害行為と損害事実との因果関係、行為者の故意、過失、行為の違法性を同時に具備していなければならない。特殊なケースにおいて、四要件を同時に具備していなくても、法律で民事責任を負うべきことを規定しているときは、当事者は責任を負わなければならない。これは特殊な権利侵害による損害である。特殊な権利侵害には、過失推定、無過失責任、公平責任といったいくつかの帰責原則が適用される。しかし、必ず法律に明文の規定がなければならない。原告Yらの提起した権利侵害による損害賠償の訴えは、その事由において、法律が規定するその他の特殊な権利侵害による損害の事由を具えていない。本案では、明白に加害者が存在しており、故意、過失によって責任を負うべき者がいない場合にのみ適用される公平責任原則を適用することはできない。したがって、一般的権利侵害による損害にもとづき、過失責任原則を適用するほかない。Yはこのたびの爆発において、尽くすべき注意義務を尽くしていて、Y自身もこのたびの事件の被害者である。YはXらZの負傷、死亡について故意、過失がない。したがって権利侵害を構成しない。Yと加害者の間にはいかなる法律上の利害関係もなく、代位責任を負わせることはできない。Xらは故意を有する第三者に賠償を請求すべきで、同様に被害者であるYに加害者の民事責任を代替させることはできない。Yの抗弁には十分な理由があり、認めるべきである。民事訴訟法64条1項は「当事者は自己の提出した主張に対して証拠を提供する責任がある」と規定しており、Xらの、法院はYに賠償責任を負うように命ずるべきである主張は、自己の主張する事実と法律の根拠を提供できておらず、したがってその訴訟請求は支持できない。

（二審）受訴法院と判決年月日：広東省高級人民法院、判決年月日は不

明。

【当事者の請求】

Ｘらは以下のことを理由に、消費者権利利益保護法の規定にもとづき、Ｙに賠償責任を負わせるように求めた。①一審は、ＸらとＹの間には「消費とサービスの関係が形成される」と認定している以上、これを消費者権利・利益の争いであって、一般的な人身損害紛争ではないことを肯定したものである。②Ｙはレストランを経営するにつき、関連部門に申請せずに改装しており、それは消防法と公共娯楽場所消防安全管理規定に違反している。③Ｙには違約行為がある以上、権利侵害責任を負わなければならない。

【判旨】

民事訴訟法153条１項（二）、民法通則４条、「民法通則」徹底執行の若干問題に関する意見（最高人民法院）157条にしたがい、（１）一審民事判決を取消、（２）ＹはＸらに30万元補償せよ、（３）一審、二審案件受理費合計60,320元は双方当事者が半分ずつ負担する。

【判決理由】

契約法122条は「当事者の一方の違約行為により、相手の身体、財産上の利益を侵害したときは、被害者は本法にもとづき違約責任を追及することができ、又その他の法律にもとづき不法行為責任を追及することもできる」と規定している。Ｘらが一審、二審で提起した訴訟の主張をみてみると、Ｙの違約を考える同時に、また不法行為も考えていて、民事責任競合の事情が存在すると考えていたと思われるが、違約と不法行為のいずれを選択するのかが明確に示されていない。当該法律の規定により、法院は全面的に審理を行ったうえで権利者に有利との原則にもとづき、事情を勘酌して処理しなければならない。

Ｙのレストラン改修問題について、Ｘらは、Ｙは改修に際して申請手続をとらず、また消防安全管理規定に違反して安全を害う隠れた危険が存したとして、不法行為責任を負うべきであると主張した。調査によれば、Ｙは開業前にすでに公安消防部門に報告してその承認を得ており、いまだ申請していないというのは、事実と符合しない。さらに改修材料が消防安全管理規定に合致するかどうかは、当該材料の耐火性の強弱を体現するだけで、抗爆発性の強弱を体現するものではない。また、耐火

性が強ければ抗爆発性能も強いというわけではない。板壁がどのような抗爆発性能を具備すべきかについて、法律には強制的規定はなく、Ｙに改修不当の法律責任を負わせることはできない。

Ｙが違約しているかどうかの問題について、ＹはＸら一家が当該レストランで食事するのを受け入れており、双方の間で消費サービスを主たる内容とする契約関係が形成されている。契約法60条２項は「当事者は誠実信用責任原則に従い、契約の性質、目的、取引習慣にもとづき、通知、協力、秘密保持等の義務を履行しなければならない」と規定している。Ｙは消費とサービス契約における経営者として、契約約定の義務を全面的に履行しなければならないと同時に、契約法60条の規定にもとづき、消費者の人身、財産が不法に侵害を受けないようにする付随義務を履行しなければならない。この付随義務を履行するためには、経営者は本業の性質、特色、条件にもとづき、随時、慎重に、消費者の人身、財産の安全を保護するように注意しなければならない。しかし、刑事犯罪の突発性、隠蔽性、犯罪手段の知能化、多様化により、経営者がいくら注意を払っても、刑事犯罪による客の人身、財産侵害を完全に防ぐことは不可能である。こうした侵害が発生した場合は、経営者が合理的な注意義務を尽くしたかどうかという観点からその違約の有無を判断することができるだけである。Ｙが客による酒類の持ち込みを受けいれてきたのは、その業界の慣行による。客がレストランに酒を持ち込むことについて、わが国の現在の社会環境からすると、飛行機のような厳格な安全検査措置を経営者に要求する必要はなく、またその条件もない。この爆発物の外装は酒類に酷似していたため、一般人の肉眼では識別が困難である。この爆発物を持ち込んだ客は、それを自宅に放置していたとき、その危険を察知できなかった。したがって店員に対して酒瓶を開けるときに必ず危険の存在の判断を要求することは、不可能を強いるようなものであり、Ｙには違約行為は存在しない。

Ｙが不法行為に当たるかどうかの問題について、消費者権利利益保護法の規定によれば、経営者は自己の提供した商品、サービスに対して責任を負わなければならない。この中には、当然、消費者自身が持ち込んだ物品についての責任は含まれない。Ｘ一家がＹのレストランで食事したときに、倒壊した板壁により負傷、死亡した。この板壁の倒壊は、

犯罪分子が作成した爆発物により引き起こされたのであって、その責任は当然犯罪分子が負わなければならない。Y は犯罪分子と不法行為の共同故意はなく、まして共同不法行為を実行したわけではない。したがって消費者権利利益保護法の規定によって Y の不法行為を認定することはできない。

以上をまとめると、Y は本案において違約も不法行為もなく、違約または不法行為という法律事由をもって Y に民事責任を負わせる旨の判決を下すことができない。Y と X らはこのたびの爆発事件でともに不幸に遭遇し、現在、加害者はすでに捕らえられているが、経済的賠償能力がないため、当事者の双方とも全額賠償を得ることができない状況に直面している。こうした状況のもとで以下のことを見なければならない。すなわち、Y は企業法人として、営利目的を実現するために客が酒類を持ち込むことを認めたのであり、そのためにレストランの爆発事件を引き起こし、レストランの板壁がこの爆発を食い止めることができず、倒壊後、X ら無辜の家族に被害をもたらすこととなった。Y はこのたびの爆破事件において民事責任を負うべき故意過失を法定することはできないが、X ら一家が被害を受けた事件とは無関係ではない。さらにまた、以下のことを見なければならない。当事者の双方がこのたびの事件において被害を受けたが、X ら一家は Y が利益を得るのに有利な食事をするという行為をなしたときに自己の生存権利利益に損害を受け、他方、Y が受けた損害は主に自己の経営利益であった。両者を比べると、X らが受けた損害は Y に比べてより深刻であり、社会各界（Y 自身を含む）がこぞって X ら一家の事件遭遇に深い同情を示した。「民法通則」徹底執行の若干問題に関する意見157条の規定からでは、X ら一家の経済状況にもとづき、双方当事者の受けた損害結果の均衡をとるために、事情を勘酌して Y が X らに一部の経済損失を補償するのが妥当である。一審が、Y には違約も不法行為も構成せず、それゆえ民事責任を負うことはできないと認定したのは正しい。しかし、双方の当事者間の利益が均衡を失していることを考慮せず、単に X らは加害者に対して賠償をなすよう主張すべきことを理由として、X らの訴訟請求を棄却していることは、民法通則４条の「民事活動は自由意思、公平、等価有償、誠実信用の原則に従わなければならない」との規定に合致せず、その判決は妥

当性を欠き、正さなければならない。

【コメント】

上記【事例22】では、過失を要件としない、生じた損害について当事者らがそれを分担する「公平原則」によって処理されたのに対して、本件では「明白に加害者が存在しており、故意、過失によって責任を負うべき者がいない場合にのみ適用される公平責任原則を適用することはできない」[93]。そこで登場したのは、民法通則意見157条である。この規定によれば、責任者はほかにあって、当事者がまったく責任がない場合でも、法官は当事者に補償を命じることができる。換言すれば、法院は自らの判断で、法的責任がないが関係ありそうな者に補償を負わせることが可能となる。この条文が根拠とする裁判では、当事者の処分権を論じる余地が存在しえない。

本件訴訟がなぜ民法通則意見157条を援用したかについて、判決理由では以下３点を挙げている。①ＸらはＹが利益を得るに有利な食事をする時に事件に遭った、②両当事者を比較すれば、Ｘらが被った損害はＹよりも深刻であった、③社会各界はＸら一家の遭遇について深い同情を示した。このような理由による本件判決について、小口彦太氏は法院が命じた「補償」はむしろ裁判の外の世界での処理方法であり、「慈悲」の世界での議論になるが、中国法では本来「慈悲」の世界で論じられる事柄が、法＝裁判の世界で論じられていると指摘する[94]。

５　小括

本節では、実体法が根拠となる「法院の判決は当事者の請求に拘束されない」裁判例を取り上げて紹介した。手続法における処分原則の考察とする本稿の主旨とは離れているため、実体法に起因する問題について深入りしないが、中国の民事訴訟における処分権の問題は、訴訟法に限定される問題ではなく、根が深い問題であることに留意されたい。

---

[93] 小口彦太・前掲注92、116頁。

[94] 小口彦太・前掲注92、123－124頁。

主要参考条文[95]

民法通則

４条：民事活動は自由意思･公平･同価有償･誠実信用の原則に従うべきである。

５条：公民・法人の合法的民事権利利益は法律の保護を受け、如何なる組織と個人も侵犯することはできない。

６条：民事活動は法律を遵守しなければならず、法律に規定のないときは、国家の政策を遵守するべきである。

28条：個人工商業者、農村請負経営者の合法的利益は、法律の保護を受ける。

50条：独立の経費を有する機関は成立の日から、法人の資格を具する。法人の条件を具備する事業単位・社会団体は、法に依り法人登記の処理の必要のないときは、成立の日から、法人の資格を具える。法に依り法人登記の処理を必要とするときは、認可登記を経て、法人の資格を取得する。

58条：以下に列記する民事行為は無効である。（１）民事行為無能力者が実施したもの、（２）民事行為制限能力者が法に依り独立して実施することができないもの、（３）一方が詐欺・脅迫の手段を以て或いは他人の危険に乗じて、相手方に真実の意思に背かせる情況の下でなされたもの、（４）悪意で結託して、国家・集団或いは第三者の利益に損害を与えるもの、（５）法律或いは社会の公共利益に違反するもの、（６）経済契約が国家の指令性の計画に違反するもの、合法的形式を以て不法な目的を覆い隠したもの。無効な民事行為は、行為の開始のときから法律的拘束力を有しない。

61条：民事行為が無効となることを確認され或いは取消された後は、当事者が当該行為に因り取得した財産は、損失を受けた一方に返還するべきである。故意或いは過失の有る一方は相手方にこれに因り受けた損失を賠償するべきであり、双方いずれも故意或いは過失があるときは、各自が相応の責任を引受けるべきである。双方が悪意で結託して、民事行為を実施し国家、集団或いは第三者の利益に損害を与えたときは、双方が取得した財産を追徴して、国家、集団所有に回収し或いは第三者に返還するべきである。

66条：代理権が無く、代理権を超え或いは代理権が終了した後の行為は、被代理人の追認を経たもののみが、被代理人が初めて民事責任を引受ける。追認を経ていない行為は、行為者が民事責任を引受ける、他人が本人の

[95] 主要参考条文の翻訳は、宮坂宏『現代中国法令集〔増補改訂〕』（専修大学出版局、1997年）によるが、後に改訂した条文、新設した条文に関しては筆者が訳した。

名義を以て民事行為を実施したことを知りながら本人を否認の表示を行わないときは、同意したものと見做す。

73条：国家の財産は全人民所有に属する。国家の財産は神聖で侵犯することはできず、如何なる組織或いは個人も不法占拠･略奪･不正配分･不正留置･破壊することを禁止される。

78条：財産は複数公民・法人の共有とすることができる。共有は按分共有と共同共有とに分かつ。按分共有者は各自の持分に照らして共有財産に対する権利を分有し、義務を分担する。共同共有者は共有財産に対する権利を享有し、義務を負担する。

80条：国家所有の土地は､法に依り全人民所有制の単位が使用することができ、または法に依り集団所有制の単位の使用に確定することもでき、国家はその使用・収益の権利を保護する。使用単位は管理、保護、合理的利用の義務を有する。法に依り集団所有或いは国家所有で集団の使用する土地に対する公民、集団の請負経営権は、法律の保護を受ける、請負双方の権利と義務は、法律に従い請負契約で規定する。土地は売買、賃貸、抵当或いはその他の形式を以て不法に譲渡することはできない。

85条：契約は当事者の間の民事関係を設立、変更、終了する合意である。法に依り成立した契約は、法律の保護を受ける。

88条：契約の当事者は契約の約定に照らして、自己の義務を全部履行するべきである。契約の中に品質・期限・地点或いは代価に関する約定が不明確で、契約の関係する条項に照らして内容を確定できないもので、当事者が又協議しても合意に達することができないときは、以下に列記する規定を適応する。（１）品質の要求が不明確なときは、国家の品質基準に照らして履行し、国家の品質基準がないものは、通常の基準に照らして履行する。（２）履行期限が不明確なときは、債務者が随時に債権者に対して義務を履行することができ、債権者もまた随時に債務者に義務の履行を要求することができるが、但し相手方に必要な準備時間を与えるべきである。（３）履行地点が不明確なときは､貨幣を給付するものは、給付を受ける一方の所在地で履行し、その他の目的物は義務を履行する一方の所在地で履行する。（４）対価の約定が不明確なときは、国家が規定する価格に照らして履行する。国家が規定する価格のないものは、市場価格或いは同類の物品の価格或いは同類の労務の報酬基準を参照して履行する。

93条：法定の或いは約定の義務がなく、他人の利益が損失を受けるのを避けるために管理或いは奉仕を行ったときは、受益者にそれにより支出した必要な費用の支払いを要求する権利を有する。

98条：公民は生命健康権を享有する。

106条：公民、法人が契約に違反し或いはその他の義務を履行しなかったときは、民事責任を引受けるべきである。公民、法人が故意或いは過失に依って国家、集団の財産を侵害したとき、他人の財産、人身を侵害したときは､民事責任を引受けるべきである。故意或いは過失はないが、但し法律に民事責任を引受けるべきであると規定しているときは、民事責任を引受けるべきである。

117条：国家・集団の財産あるいは他人の財産を不法占拠したときは、財産の返還するべきであり、財産を返還できないときは、時価に換算して賠償するべきである。

119条：公民の身体を侵害し傷害を負わせたときは、医療費、休業に因り減少した収入、身体障害者の生活補助費等の費用を賠償するべきである。死亡させたときは、併せて葬儀費、死者が生前扶養していた人の必要な生活費等の費用を支払うべきである。

122条：生産物の品質不合格に因り他人の財産･人身に損害を被らせたときは、生産物製造者・販売者は法に依り民事責任を引受ける。運送者・保管者がこれに対する責任を負うときは、生産物製造者・販売者は損失の賠償を要求する権利を有する。

132条：当事者に損害の発生に対していずれも故意或いは過失がないときは、実際の状況に基づいて、当事者が民事責任を分担する。

134条：民事責任の引受の方式は主要なものは以下のものがある：（1）侵害の停止、（2）妨害の排除、（3）危険の除去、（4）財産の返還、（5）原状の回復、（6）修理・再制作・交換、（7）損害の賠償、（8）違約金の支払い、（9）影響の除去・名誉の回復、(10) 謝罪。以上の民事責任の引受の方式は、単独で適用することができ、また併合して適用することもできる。人民法院は民事事件の審理において、上記の規定を適用するほか、さらに、訓戒を与え、悔い改めの誓約書を書くことを命じ、または不法な活動に用いられた財物と不法所得を法院に帰属させることができ、かつ法律の規定に基づき過料または拘留を科することができる。

婚姻法

３条：請負・売買婚姻とその他の婚姻の自由に干渉する行為を禁止する。婚姻を口実に財物を取立てることを禁止する。重婚を禁止する。家庭構成員の間の虐待と遺棄を禁止する。

42条：離婚時、一方が生活困難であるときに、もう一方は適切な経済援助を与えるべきである。具体的には双方が協議するが､協議が成立しない場合、法院が判決する。

経済契約法

６条：経済契約は法に依り成立したときは、直ちに法律的拘束力を具え、当事者は契約に規定する義務を全面的に履行しなければならず、いずれか一方は欲しいままに契約を変更或いは解除することはできない。

32条：当事者の一方の故意或いは過失により、経済契約の履行の不能或いは完全な履行の不能をもたらしたときは、故意或いは過失の有る一方が違約責任を引受ける。双方の故意或いは過失に属するときは、実際の情況に基づき、双方がそれぞれ各自が負うべき違約責任を引き受ける。

土地管理法

13条：法律にもとづき登記した土地の所有権或いは使用権は法律の保護を受け、いかなる単位と個人も侵犯してはならない。

42条：掘削、陥没、圧損によって土地が破壊された場合は、土地を使用する単位、個人が国家の関係規定にもとづき回復しなければならない。土地回復の条件がない或いは回復が基準に符合しない場合、土地回復費を支払わなければならない。回復した土地は優先的に農業に使用する。

民事訴訟法

55条：訴訟目的物が同一種類であり、当事者の一方の人数が多く訴えを起こす時に人数がなお未確定のときは、人民法院は公告を出して、事件の情況と訴訟上の請求を説明し、権利者が一定の期間内に人民法院に対して登記するように通知することができる。

人民法院に対し登記した権利者は代表者を推薦で選び訴訟を行うことができる。推薦で選ぶ代表者を出さないときは、人民法院は登記に参加した権利者と相談し代表者を決めることができる。

代表者の訴訟行為はその代表する当事者に対して効力を生じるが、但し代表者が訴訟上の請求を変更・放棄し或いは相手方の当事者の訴訟上の請求を承認し、和解を行うには、代表される当事者の同意を経なければならない。

人民法院が下した判決・裁定は、登記に参加した権利者全員に対して効力を生じる。登記に参加していない権利者が訴訟時効期間内に訴訟を提起したときは、当該判決・裁定を適用する。

117条：国家・集団の財産あるいは他人の財産を不法占拠したときは、財産の返還するべきであり、財産を返還できないときは、時価に換算して賠償するべきである。

120条：人民法院の民事事件の審理は、国家の秘密・個人のプライバシーに係わり或いは法律が別に規定するものを除く外､公開で行うべきである。

離婚事件、商業秘密に係わる事件で、当事者が非公開の審理を申請したときは、非公開で審理することができる。

130条：被告が召喚状により召喚されて、正当な理由がなく拒み出廷しないとき、或いは法廷の許可を経ずに中途で退出したときは、訴えの取下げとして処理することができる。被告が反訴したときは、欠席のまま判決することができる。

140条：裁定は以下に列記する範囲に適用する。（１）受理しないとき。（２）管轄権に対して異議があるとき。（３）訴えの提起を却下するとき。（４）財産の保全と仮執行をするとき。（５）訴えの取下げを許諾或いは許諾しないとき。（６）訴訟を中止或いは終結するとき。（７）判決書の中の書き誤りを補正するとき。（８）執行を中止或いは終結するとき。（９）仲裁の裁決を執行しないとき。（10）公証機関が強制執行の効力を賦与した債権文書を執行しないとき。（11）裁定で解決を必要とするその他の事項。前項の（１）（２）（３）号の裁定に対して、上訴することができる。裁定書は裁判要員・書記員が署名し、人民法院の印鑑を捺印する。口頭で裁定するときは、記録に記載する。

153条：人民法院は上訴事件に対して、審理を経過し、以下に列記する状況に照らして、それぞれ処理する。（１）原判決が認定した事実が明白であり、法律の適用が正確なときは、上訴棄却の判決をし、原判決を維持する。（２）原判決の法律の適用に誤りのあるときは、法に依り判決を改める。（３）原判決の認定事実に誤りがある、或いは原判決の認定事実が不明白であり、証拠が不足なときは、原判決を破棄する裁定をし、原審人民法院に差戻し再審理させ、或いは事実を調べて明らかにした後判決を改める。（４）原判決が法定手続に違反し、事件の正確な判決に影響したおそれのあるときは、原判決を破棄する裁定をし、原審人民法院に差戻し再審理させる。当事者は再審理された事件の判決・裁定に対して、上訴することができる。

184条：人民法院が裁判監督手続に照らして再審する事件は、法律的効力を生じた判決・裁定が第一審法院の下したもののときは、第一審手続に照らして審理し、下された判決・裁定は、当事者が上訴することができる。法律的効力を生じた判決・裁定が第二審法院の下したもののときは、第二審手続に照らして審理し、下される判決・裁定は、法律的効力の生じる判決・裁定である。上級人民法院が裁判監督手続に照らして自ら再審をするときは、第二審手続に照らして審理し、下される判決・裁定は法律的効力を生じる判決・裁定である。人民法院の再審事件の審理は、別に合議廷を構成すべきである。

185条：最高人民検察院は各級人民法院の既に法律的効力の生じた判決・裁定

に対して、上級人民検察院は下級人民法院の既に法律的効力の生じた判決・裁定に対して、以下に列記する情況の一があることを発見したときは、裁判監督手続に照らして抗訴を提起するべきである。（１）原判決・裁定の認定した事実の主要な証拠が不足しているとき。（２）原判決・裁定の法律の適用に確かに誤りがあるとき。（３）人民法院が法廷手続に違反し、事件の正確な判決・裁定に影響した可能性のあるとき。（４）裁判要員に当該事件審理の時に汚職収賄し、私利に惑わされ不正行為をし、法を枉げた裁判行為があるとき。地方各級人民検察院は同級人民法院の既に法律的効力の生じた裁判・裁定に対して、前項に規定する情況の一があることを発見したときは、上級人民検察院に裁判監督手続に照らして抗訴を提起するように請求すべきである。